第１１号様式の２（第５条関係）

政務活動記録簿（調査委託費）

会派・議員名　　中川　崇

年　月　日	令和７年５月１日　ほか				
委託名	政策調査委託				
委託先	株式会社高の原企画				
委託期間	令和７年４月１日～令和８年２月２８日				
委託目的	議員活動を向上させ、県議会の発展に資するための調査を委託する				
内容、結果等	業務報告：別添調査委託報告書のとおり 調査委託結果の活用：図書情報館貴重書庫についての調査をもとに増床を政策提案し、令和８年度予算に当該設計費が盛り込まれた。県管理道路等についての調査をもとに議会質問した。				
委託に要した経費	項目	支払先	金額	内訳	領収書番号
	調査委託費４月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	２６
	調査委託費５月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	３５
	調査委託費６月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	３７
	調査委託費７月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	５２
	調査委託費８月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	６８
	調査委託費９月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	８２
	調査委託費10月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	１０４
	調査委託費11月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	１１９
	調査委託費12月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	１３３
	調査委託費１月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	１４８
	調査委託費２月分	(株)高の原企画	22,000円	調査及び報告書作成	１６１
	※100％充当　　合計　242,000円×100％＝242,000円				
備考	添付資料：委託契約書、調査委託報告書				

注　「委託契約書」「調査報告書」を添付してください。

調査委託契約書

日本維新の会奈良県議団（以下「甲」という。）と株式会社高の原企画（以下「乙」という。）は、第一条に定める目的を達成するため、以下の通り合意したので次の通り委託契約を締結する。

（委託目的）

第一条　乙は甲の指揮のもと、乙の技能及び知識をもって甲の政務調査を行い、甲の議員活動を向上させ、県議会の発展に資することを目的とする。

（委託事項）

第二条　本契約の調査委託事項は、議会活動に関する一切の事項とする。

（委託期間）

第三条　委託期間は、令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年（２０２６年）２月 28 日までとする。

（委託料）

第四条　委託料は、月額 220,000 円（税抜）とし甲の構成員が均等負担する。

（履行場所）

第五条　委託事業先所在地は次のとおりとする。

事業所名　日本維新の会奈良県議会議員団

所在地　　奈良市登大路町 30 奈良県庁内（議会棟　日本維新の会会派控室）

（支払方法）

第六条　第四条の委託料については、甲を構成する各議員は、乙に対し、当月分は翌月の調査報告書及び精算報告書の提出をもって支払うものとする。振込の場合は、以下の口座へ振込する。三井住友銀行　平城支店　普通　1058054　株式会社高の原企画

（調査報告書の提出）

第七条　乙は甲に対して、委託事業の終了後、月毎に調査報告書及び精算報告書を作成し翌月 10 日までに提出することとする。

（秘密保持）

第八条　本契約における「秘密情報」とは、本契約において発生する業務の内容その他の一切の情報とし、双方、漏洩してはならない。また、他の目的に利用してはならない。本契約の解除後も継続するものとする。

２ 乙は、本件業務の履行に当たって知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に管理するものとする。

（損害賠償）

第九条　乙は甲が故意または過失により相手方に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

（変更及び解除）

第十条　本契約の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知し協議したうえで、本契約の内容の変更若しくは解除をすることができる。

（疑義の解決）

第十一条　この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この委託契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和７年（２０２５年）４月１日

甲　所在地　奈良市登大路町30番地奈良県議会棟内日本維新の会控室
事業所名　日本維新の会奈良県議会議員団

奈良県議会議員　星川　大地

奈良県議会議員　松木　秀一郎

奈良県議会議員　山田　洋平

奈良県議会議員　清田　典章

奈良県議会議員　関本　真樹

奈良県議会議員　福西　広理

奈良県議会議員　工藤　将之

奈良県議会議員　中川　崇

奈良県議会議員　小林　誠

奈良県議会議員　佐藤　光紀

奈良県議会議員　松尾　勇臣

[redacted]

乙　所在地　京都府相楽郡精華町光台１−７けいはんなプラザラボ棟
事業所名　株式会社高の原企画
代表者　代表取締役　田中良典

令和７年５月１日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年４月）	《業務項目》 ・会派ニュース vol8 校正 ・代表質問打ち合わせ ・陳情団体同席 ・奈良公園関連調査同席 ・教育関連調査 ・学童事例調査

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年４月）	４月３日 9:00～17:00、４月４日 13:00～17:00、４月 10 日 9:00～17:00、４月 11 日 13:00～17:00、４月 17 日 9:00～17:00、４月 18 日 13:00～17:00、４月 24 日 9:00～17:00、４月 25 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和７年６月５日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年５月）	《業務項目》 ・代表、一般質問打ち合わせ ・意見書関連調査 ・奈良県大河ドラマ『豊臣兄弟！』観光推進協議会」の設立総会視察（5 月 29 日） ・国交省水道事業ヒアリング ・質問構成補助 ・ドローン自治体事例調査 ・奈良県立図書情報館視察同行

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年５月）	5 月 1 日 9:00～17:00、5 月 2 日 13:00～17:00、5 月 8 日 9:00～17:00、5 月 9 日 13:00～17:00、5 月 15 日 9:00～17:00、5 月 16 日 13:00～17:00、5 月 21 日 9:00～17:00、5 月 23 日 9:00～13:00、5 月 29 日 9:00～17:00、5 月 30 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和７年７月３日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年６月）	《業務項目》 ・代表、一般質問打ち合わせ ・会派ニュース vol9 構成 ・会派ニュース発行調整 ・複合公共施設事例調査 ・代表質問スライド資料作成補助

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年６月）	６月５日 9:00～17:00、６月６日 13:00～17:00、６月９日 13:00～17:00、６月 12 日 9:00～17:00、６月 13 日 9:00～17:00、６月 18 日 9:00～15:00、６月 19 日 9:00～17:00、６月 20 日 13:00～17:00、６月 23 日 9:00～17:00、６月 24 日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和７年８月７日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年７月）	《業務項目》 ・代表質問打ち合わせ ・リフレッシュ道路現地調査

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年７月）	７月２日 9:00～17:00、７月３日 13:00～17:00、７月 10 日 9:00～17:00、７月 11 日 13:00～17:00、７月 17 日 9:00～17:00、７月 18 日 13:00～17:00、７月 24 日 9:00～17:00、７月 25 日 13:00～17:00、７月 31 日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和７年９月４日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年８月）	《業務項目》 ・代表、一般質問打ち合わせ ・会派意見書調整

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年８月）	８月７日 9:00～17:00、８月８日 13:00～17:00、８月 14 日 9:00～17:00、８月 15 日 13:00～17:00、８月 20 日 9:00～13:00、８月 21 日 9:00～17:00、８月 28 日 9:00～17:00、８月 29 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和７年10月２日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年９月）	《業務項目》 ・代表質問打ち合わせ ・トイレピカピカ計画ヒアリング同席 ・遊砂地調査 ・請願打ち合わせ ・けいはんな意見交換 ・奈良県中央卸売市場再整備民間意向調査（水族館）

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年９月）	９月２日 13:00～17:00、９月４日 9:00～17:00、９月 11 日 9:00～17:00、９月 12 日 13:00～17:00、９月 17 日 9:00～17:00、９月 19 日 9:00～17:00、９月 24 日 9:00～17:00、９月 26 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和７年11月６日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年10月）	《業務項目》 ・会派ニュース vol10 構成 ・奈良先端大視察企画及び同席 ・けいはんな意見交換（学研都市推進機構） ・京奈和自動車道建設促進大会調査

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年10月）	10月２日 9:00～17:00、10月３日 13:00～17:00、10月９日 9:00～17:00、10月10日 13:00～17:00、10月16日 9:00～17:00、10月17日 13:00～17:00、10月23日 9:00～17:00、10月24日 13:00～17:00、10月30日 9:00～17:00、10月31日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000円（税抜）

令和７年12月４日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年11月）	《業務項目》 ・代表質問打ち合わせ ・京奈和道現地調査・建設資金調査 ・国道163号現地調査

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年11月）	11月６日 9:00～17:00、11月７日 13:00～17:00、11月13日 9:00～17:00、11月14日 13:00～17:00、11月20日 9:00～17:00、11月21日 13:00～17:00、11月27日 9:00～17:00、11月28日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000円（税抜）

令和８年１月８日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和７年12月）	《業務項目》 ・代表質問打ち合わせ ・補正予算（国）調査 ・橿原文化会館ホール、現地周辺調査

精算報告

会派室勤務日時 （令和７年12月）	12 月 1 日 9:00～17:00、12 月 4 日 9:00～17:00、12 月 8 日 9:00～17:00、12 月 11 日 13:00～17:00、12 月 18 日 9:00～17:00、12 月 19 日 13:00～17:00、12 月 25 日 9:00～17:00、12 月 26 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和８年２月５日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和８年１月）	《業務項目》 ・会派ニュース構成 vol11 構成 ・代表、一般質問打ち合わせ

精算報告

会派室勤務日時 （令和８年１月）	１月８日 9:00～17:00、１月９日 10:00～14:30、１月 15 日 9:00～17:00、１月 16 日 13:00～17:00、１月 22 日 9:00～17:00、１月 23 日 13:00～17:00、１月 29 日 9:00～17:00、１月 30 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和８年３月５日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台１－７
けいはんなプラザラボ棟
株式会社　高の原企画
代表取締役　田中 良典

調査委託報告書

令和７年４月１日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせて頂きます。

業務報告

業務概要 対象期間 （令和８年２月）	《業務項目》 ・代表、一般質問打ち合わせ ・三重県運転免許センター視察同行 ・関西広域連合議会視察 ・代表質問構成補助 ・ナフィック現地調査 ・国道 169 号現地調査

精算報告

会派室勤務日時 （令和８年２月）	２月５日 9:00～17:00、２月 10 日 10:00～17:00、２月 12 日 9:00～17:00、２月 19 日 9:00～17:00、２月 20 日 13:00～17:00、２月 26 日 9:00～17:00、２月 27 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

第１１号様式の５（第５条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名　中川　崇

年　月　日	令和７年11月５日
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.09 2025」 1,050部
対象者	奈良県民
配布方法	ポスティング 1,050部
発行目的	奈良県議会６月定例会閉会までの県政報告のため
按分率の説明	按分率100％
内容	奈良県議会６月定例会閉会までの県政報告

編集・制作・発送等に要した経費

項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
印刷費	プットアップ・スタイル	3,465	税込単価3.3円×1,050部の額	１０３
振込手数料	株式会社南都銀行	385		１０３

※ 100％充当　　合計 3,850円

備考	添付資料： 広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.09 2025」

注　発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS ISHIN vol.09 2025
奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454（日本維新の会関川控室）

令和7年 6月定例会報告

議会改革が動き出す！

議会による、県民のための議会改革

日本維新の会県議団は、今議会において、
自民党候と新政ならい無所属1名とで政策協定を結び、県議会改革を協議していくこととしました。
議会はどちらかといえば伝統と慣習を重んじる場です。
その中で必要なものは残し、県民視点に変えるところは変えていく。このことが県政発展、二元代表制としての県議会の発展につながると考えます。

議員報酬削減の議論を進める
議員報酬の更なる削減を

本会議答弁者の見直し
議論が噛み合うことを目指す

県庁職員の働き方改革
議会開会中を除き勤務時間外打合せ廃止など

特別委員会のあり方見直し
常態化している特別委員会を事件や課題の必要に応じて設置

各委員会への理事者の出席要請の見直し
職務の効率化のため、課長級職員の出席者を答弁する者のみに

議員派遣の見直し
各種議員派遣に関して、抜本的な見直しを行う

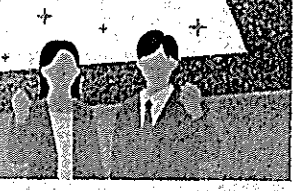

山下県政の政策実現が進んでいます！

『ならの道リフレッシュプロジェクト』

本年の2月議会報でもお伝えした通り、『ならの道リフレッシュプロジェクト』が順次、施工されています。
整備は道路の舗装補修、防草対策、区画線補修の3項目に分けられ、県ホームページで実施状況がわかります。この事業は山下県政の目玉政策の一つで、令和7年度には262億円が予算化されています。

実施済み例：大和郡山市井戸野町交差点

『県立高校トイレピッカピカ計画』

この夏休みからいよいよ工事が始まります。
県内29校（31学舎）のうち、まずは7校から着手されます。
1校あたり約1年間の日数を要し、工事中は生徒や関係者の皆様にもご不便をおかけしますが、完成した時は必ず学校生活の向上につながると期待します。

1分1秒でも早く！

県議会 南部・東部地域振興対策特別委員会で

『クマ対策』前倒しを要請

ツキノワグマ保護管理計画改定について

クマの出没と被害が全国的に発生している中、6月13日に開催された県議会南部・東部地域振興対策特別委員会で、委員として質問にたった日本維新の会県議団松尾勇臣幹事長は、「パブリックコメントのスケジュールもあるが、現行計画で命の危険を感じている県民もいる中、改定は月単位ではなく日単位で動いて1分1秒でも早くして欲しい。」と迅速な県の対応を求めました。
また、「クマもそうだが、根本は奥山に動物たちの食べ物がなくなっているという検証結果が多い。例えば県有林を使ってクマのエサとなるどんぐり植えて、人が奥山に返していく努力を部局横断の長期的視野で行っていく必要がある。」と訴えました。

日本維新の会が提出した意見書が採択されました！

自らの当選を目的とせず他の候補者の当選を目的として選挙に立候補する、いわゆる二馬力選挙を制限する法規制がないことから、日本維新の会は国に法改正を求める意見書を県議会に提出し、採択されました。日本維新の会は、民主主義の根幹をなす公平な選挙を守ります。

TOPICS

7月2日に行われた県議会役員改選で日本維新の会から常任委員長2名、副委員長2名、議会運営委員会でも副委員長が選出されました。
さらに奈良県監査委員の議会枠2名のうち1名は、日本維新の会から選出され、議会三役の重要な役職を担います。
関西広域連合議会にも会派から2名を選出し、県の街づくりの骨格を決定する都市計画審議会や国土利用計画審議会などの付属機関にも会派から委員を選出しました。

令和7年 6月定例会

代表質問

福西 広理 議員

1. 知事就任時から達成できた取組と未達成の公約について
2. 県立病院機構の中期計画の変更と今後の展望
3. まほろば健康パークの今後の整備方針について
4. 耕作放棄地対策及び農業の担い手確保をどうするか
5. 空家等対策特別措置法による市町村の対応及び本県の取組
6. 大和川の国の治水対策と県のかかわり
7. 下水道管の老朽化対策について

③ まほろば健康パークの整備について

質問 まほろば健康パークの南側の川西町半田地区は県の人口重心地に位置する。県民が最も平等に集いやすい優位性を備えている。健康・スポーツ・観光・産業振興・交流のハブ拠点としてどのように整備するか。

答弁 パブリックコメントを踏まえ、楽しく、子育て支援をコンセプトとした計画を、本年3月に策定した。多様な人の交流を促す交流エリア、雨天でも安心、大屋根広場、水遊びなどのできる「プレイパークエリア」、バーベキューも楽しめる「アウトドア・樹木エリア」。今年度は管理運営に関心を持つ民間事業者に試行的に利用してもらう、いわゆるトライアルサウンディングを予定。魅力的な運営ができるよう、設計段階で管理・運営事業者の提案やノウハウが反映できる事業手法を取りたい。

一般質問

佐藤 光紀 議員

1. 大阪・関西万博における奈良県の取組について
2. 米の種子生産について
3. 奈良公園について
4. 県庁周辺における交通対策について

米の種子生産について

質問 稲の種子が多国籍企業や民間業者に独占されるなどの懸念、さらには品質、価格に不安を感じた農家や消費者の働きかけによって、山下県政に代わった節目に、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を定めた理由と、今後の米の種子生産に係る方針について伺う。

答弁 多くの生産者・消費者などから、主要農作物の種子供給に関する県の計画や指針を示すべきという要望が寄せられ、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び同要領を、本年3月24日付けで制定した。この要項及び要領に基づき生産者へ優良な種子供給を継続することで、米をはじめとした主要農作物の生産性向上に寄与してまいりたい。

工藤 将之 議員

1. 市町村への支援のあり方について
2. 南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて
3. 大神神社参道（一般県道三輪山線）整備について
4. 不登校支援について
5. 県立学校トイレへの生理用品の配置について
6. 物価高騰対策について

南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて

質問 知事は5月末に天理市と桜井市の市長から要望を受け、6月16日に発表した天理市福住校区と山の辺校区山間部、桜井市上之郷地区を対象とした「天理市及び桜井市の東部山間地区における土地利用等に関する勉強会」の立ち上げは、内容、スピードともに評価に値する。今後の進め方を問う。

答弁 本年5月に天理市長・桜井市長から、現状の基準や運用では産業、観光施設の立地が難しく、地域コミュニティ維持にも支障があり、基準等の改正を求める要望を受け、「勉強会」を立ち上げた。6月26日に第1回勉強会を開催した。現地視察等も行いながら今年度中に必要な施策を打ち出したい。

星川 大地 議員

1. 広報・情報発信について
2. 奈良県文化会館の運営手法について
3. 近鉄大和西大寺駅の高架化について
4. 災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定について
5. 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて

近鉄大和西大寺駅の高架化について

質問 近鉄大和西大寺駅の高架化については、県、奈良市、近鉄の3者による協議が止まったままで、いまだ再開に至っていない。奈良市への県の働きかけと協議の過程を具体的にお伺いしたい。

答弁 令和5年、まずは高架化のみを行い、平城宮跡内の近鉄線は存置することを、県、奈良市、近鉄の3者での検討に合意した。同年11月に第2回目の協議を行った以降、市の意向で協議会は開催できていない。昨年7月、奈良市長との面談では高架化に消極的な印象を受けた。その後、協議会への市の回答はない。総事業費を正確に算出していくこや市の考える高架化以外の対策についても協議することも提案している。

委員会報告

6月定例会

詳しい質問内容は ードの動画をご覧ください。

総務警察委員会

山田 洋平

山田

厚生委員会

経済労働委員会

佐藤　桜木　清田

建設委員会

松尾　中川

文教くらし委員会

福西　岡本　細川

第１１号様式の５（第５条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名　中川　崇

年　月　日	令和７年 12 月 31 日　ほか				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.10 2025」 10,000 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	ポスティング 9,750 部＋手配り 250 部＝10,000 部				
発行目的	奈良県議会９月定例会閉会までの県政報告のため				
按分率の説明	按分率 100％				
内容	奈良県議会９月定例会閉会までの県政報告				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	プットアップ・スタイル	43,175	税込単価 4.3175 円×10,000 部の額	１２５
	振込手数料	株式会社南都銀行	555		１２５
	ポスティング費	地域情報ネットワーク	49,335	税込単価 5.06 円×9,750 部の額	１３８
	振込手数料	株式会社南都銀行	440		１３８
	※ 100％充当　　合計 93,505 円				
備考	添付資料： 広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.10 2025」				

注　発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS SHIN vol.10 2025
奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454（日本維新の会議員控室）

令和7年 9月定例会報告

前進。奈良県政

山下知事×日本維新の会の改革で、生活密着の県政を前へ前へ、さらに前へ。

前進 保育士

県独自の処遇改善で就職率・意欲もアップ！

令和6年度から県独自の取組として、民間保育所等に勤務する常勤の保育士等への給与加算を実施する市町村に対して補助をするという制度を開始。

保育士養成施設卒業者で県内保育施設に就職した人の割合　令和5年度 52.3% →（アップ）令和6年度 57.8%

待遇の改善を非常に感じる、やや感じると答えた施設の割合（令和7年10月22日知事定例記者会見より）　9割

これについては、日本維新の会が、令和7年3月予算審査特別委員会で、奈良県保育士処遇改善事業は大変いい取組だと評価し、奈良県は保育士の給料が低く、大阪府に勤めに行ったほうが高いことを改善するべきだと要望していました。

前進 子育て

次世代への投資は奈良県の成長につながる

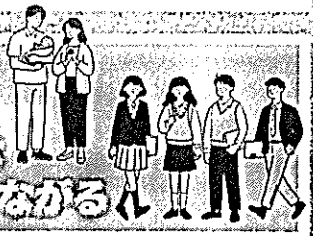

令和8年度から所得制限を撤廃した全ての子どもを対象とした高校授業料実質無償化が始まります。
9月議会で日本維新の会の代表質問に対し、山下知事は、奈良県独自の政策であり次世代への投資こそが奈良県の成長につながる。強い信念をもって進めたいと述べました。

前進 クマ対策

日本維新の会は以前から対策と予算措置を要望

全国的にクマによる被害が多発する中、日本維新の会は、6月の南部・東部地域振興対策特別委員会で、早期の条例改正と森林の環境改善を求めました（前号掲載）。
それに続き、9月の予算審査特別委員会で奈良市の北部でも出没が相次いでいるとしたうえで、クマ専門家派遣事業は当初予算の約600万円で足りるのかと質問し、各市町村への支援を手厚くするよう求めました。
奈良県から初の総理となった高市早苗首相は、経済対策でクマ対策に交付金を拡充することを明言されました。

前進 道路

もっと奈良の道を快適に。京奈和道で近畿の中心地へ

10月に東京で開催された京奈和自動車建設促進大会に、日本維新の会、小林議員と福西議員が建設委員会の委員として参加しました。
この大会は山下知事が会長を務める京奈和自動車道建設促進協議会が主催し、奈良県、和歌山県、京都府や国会議員、地方議員も参加し早期開通に向けて協力を誓い合いました。
京奈和自動車早期整備はもちろんですが、県民の利便性と生活の向上はむしろ周辺道路の整備にかかっています。
大会に参加した小林、福西両議員は、ネクスコ西日本の社長や関西支社長などと相乗効果をめざして奈良県の道路整備を加速させるため情報交換しました。

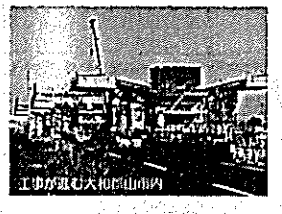
工事が進む大和郡山市内

令和7年 9月定例会 ハイライト

代表質問

清田 典章 議員

① 高等学校授業料等への支援の拡充について
② 県立美術館の整備について
③ 多文化共生について
④ 中小企業支援について
⑤ 広報戦略について
⑥ 観光総合戦略について
⑦ 民間を活用した空き家対策について
⑧ 入札不調等への対応について
⑨ 学校部活動の地域移行について

① 高等学校授業料等への支援の拡充について

質問 知事の高等学校授業料等の実質無償化により、すべての子どもたちが平等に学び、未来を切り開ける社会の実現に一歩近づいた。
学校部活動を地域クラブ活動へ移行では地域クラブ運営費用を保護者が負担することになる。
その一方で部活動指導員の配置を促進する地域連携との間で、費用負担に不公平が生じると考えるが、どのように対応していくのか。

知事答弁 国の補助制度のスキーム等がどのようになるのか見極めながら、原則保護者負担という姿勢は残しつつも、その負担を軽減することができる補助制度の創設に向けて、必要となる予算の確保に努めてまいる。

一般質問

小林 誠 議員

① 奈良県立図書情報館の20年の成果と未来への展望について
② 児童虐待対策について
③ 観光戦略本部の今後の方針について
④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

質問 JR大和路線の法隆寺駅、そして、西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジの2つの主要交通網の結節点がこれほど接近している斑鳩町は、まさに奈良県の玄関口ともいえる。
その斑鳩町にある法隆寺参道を、おかげ横丁のようなにぎわいのある参道整備を斑鳩町に働きかけている。
奈良県で一番短い県道、斑鳩町にある法隆寺門前である県道法隆寺線の整備をどうすすめるのか。

知事答弁 斑鳩町が目指す法隆寺周辺の観光振興などとの整合を図りながら、道路整備を行う必要があると認識している。県道法隆寺線の整備・活用については、国庫補助金の活用に向けた調整等を行い、斑鳩町と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと考えている。

関本 真樹 議員

① 県民の健康づくりについて
② 英語教育の推進について
③ 読解力の向上について
④ 学校現場における教員不足の解消について

② 英語教育の推進について

質問 奈良県の中学3年生で英語の勉強が好きと答えたのは47.8%と半分以下だが、約9割の生徒が「英語が大切だ」と答え、その重要性を認識している。
このような中、県立高等学校において英語によるコミュニケーション能力育成について、どのように取り組んでいるか。

教育長答弁 奈良県英語教育改善プランを策定し、英語のコミュニケーション能力の向上に取り組んできたが、国の調査でも成果が徐々にあらわれてきた。
国の事業の中で、高校生国際会議の開催などを通して、英語で議論ができるグローバル人材の育成にも取り組んでいきたい。

お詫びと訂正 Vol9で、川西町吐田地区（かわにしちょう はんだちく）を川西町半田地区と誤表記していました。お詫びして訂正させて頂きます。ご連絡頂きました、読者の方、ありがとうございました。

委員会報告

9月定例会 ―― 詳しい質問内容は QRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会

松本 勉 / 藤川 文章

松本 藤川

農林水産委員会

砂川 関本

経済労働委員会

清田

建設委員会

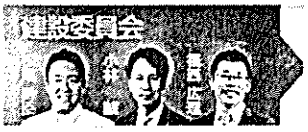

松本 小林 福西

文教くらし委員会

金澤 山田

第１１号様式の５（第５条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名　中川　崇

年　月　日	令和８年３月 10 日　ほか				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.11 2026」 10,000 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	ポスティング 9,750 部＋手配り 250 部＝10,000 部				
発行目的	奈良県議会 12 月定例会閉会までの県政報告のため				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	奈良県議会 12 月定例会閉会までの県政報告				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	プットアップ・スタイル	44,000	税込単価 4.4 円×10,000 部の額	１６３
	振込手数料	株式会社南都銀行	445		１６３
	ポスティング費	地域情報ネットワーク	49,335	税込単価 5.06 円×9,750 部の額	１６８
	振込手数料	株式会社南都銀行	330		１６８
	※ 100%充当　　合計 94,110 円				
備考	添付資料： 広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.11 2026」				

注　発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS SHIN vol.11 2026

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454（日本維新の会事務局）

令和7年12月定例会報告

奈良の道路整備 着実に前進。

山下知事、日本維新の会でも要望、国の予算化が進みました！

令和7年度の国の補正予算で、奈良県事業へ増額配分されることになりました（令和7年12月発表）。
京奈和自動車道への予算増額は、山下真知事が、昨年秋に大会を開き国に増額配分を求めていました（前回号）。日本維新の会は12月県議会の代表質問でも国に優先順位を上げるよう要望しています。
また、国道163号の清滝生駒道路については、12月に開催された本会議の日本維新の会の代表質問で、生駒市や奈良先端科学技術大学院大学から京奈和自動へつながる国道として、一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展にとって極めて重要だと県に伝えていました。
今回の国の令和7年度補正予算では、日本維新の会奈良県議団の主張と国の方向が同じであることが確認され、今後も一層活動を進めてまいりたいと考えます。

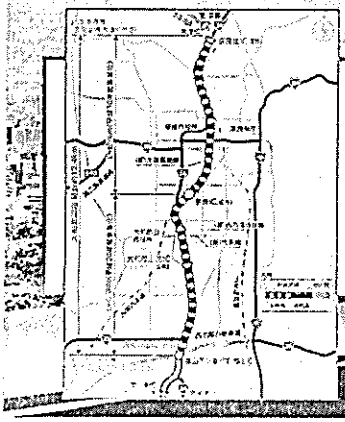

京奈和自動車道
大和北道路
約19億円
対前年比 2.81倍

国道163号
清滝生駒道路工事費
約3.5億円

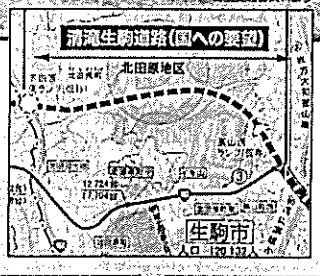

国土交通省資料より

代表質問

令和7年 12月定例会

山田 洋平 議員

質問項目
01. 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について
02. 金利上昇リスクへの対応と行財政改革の更なる推進について
03. 人口減少対策としての戦略的な移住支援策の強化について
04. 人口減少時代に向けた県有施設の集約・複合化について
05. 宿泊税導入等の新たな収入による財源の確保に向けた取組について
06. 県立病院の一層の存続の取組について
07. 奈良県とシターズ・ユーロとの連携について

01. 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について

質問　京奈和自動車道の本県への20年間の経済効果は6,000億円と言われている。生駒市においては、京奈和自動車道と大阪方面へとつながる国道163号線の整備は、京奈和自動車道と一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展に重要だと考える。
このような中、本県初の内閣総理大臣が誕生し、現在、奈良県政史上最も国政に近い位置におり、県民の期待も大きい。知事の所感及び高市総理への期待について伺う。

答弁　奈良県初の内閣総理大臣、初の女性総理の誕生は歴史に刻まれる出来事であり、郷土奈良にとってこの上ない誇りである。
高市早苗総理の奈良県出身であることの発言により、奈良県の注目度が日増しに高まっていると実感。知事就任以来、奈良県の可能性を最大限に引き出すための施策を進めてきた。
県民が豊かさを実感できる奈良県の未来を築く取組を、高市内閣総理大臣のご就任を契機に、一層前に進めてまいりたいと考えている。

奈良県議会会派 日本維新の会 メンバー

奈良市 松尾 勇臣（まつおいさお）
・建設委員会
・日本維新の会県議団 代表

奈良市 佐藤 光紀（さとうみつのり）
・経済労働委員会 委員長

奈良市 中川 崇（なかがわたかし）
・監査委員
・厚生委員会

生駒郡 小林 誠（こばやしまこと）
・建設委員会 委員長

橿原市 工藤 将之（くどうまさゆき）
・文教くらし委員会
・奈良県都市計画審議会 委員

福西 広理（ふくにしひろみち）
・議会運営委員会 副委員長
・建設委員会
・奈良県広域水道企業団議会議員

大和郡山市 関本 真樹（せきもとまさき）
・厚生委員会
・関西広域連合議会議員

橿原市 松木 秀一郎（まつきしゅういちろう）
・関西広域連合議会議員
・総務警察委員会

香芝市 清田 典章（きよたのりあき）
・経済労働委員会
・議会運営委員会
・奈良県国土利用計画審議会 委員

生駒市 山田 洋平（やまだようへい）
・文教くらし委員会 副委員長

奈良市 北部選挙区 星川 大地（ほしかわだいち）
・総務警察委員会 副委員長

一般質問 令和7年12月定例会

松本 秀一郎 議員

質問
01. 県営新市公園の整備方針について
02. ノキノアクマ対策について
03. 部活動の地域移行について
04. 「けいはんな」を新都市と連携した誘致戦略について
05. 令和8年新潟国体後の県広域スポーツパークについて

03. 部活動の地域移行について

質問　県内中学校1校当たりの平均在籍者数は、昭和62年をピークに3万3,236人と半減した。学校数は微減であり、従来の形態で部活動を維持できなくなっている。
令和8年4月から部活動を地域移行するにあたり、保護者から活動場所や指導者等の確保、経済的な負担についての不安、さらには県と市町村との連携強化を望む声を聞いている。県としてどのように取り組んでいくのか。

答弁　本年9月に各市町村に学校部活動及び地域クラブ活動の実施体制について調査したところ、休日の活動は、地域クラブ活動が約9割、学校部活動が約1割という結果だった。
地域クラブ活動への移行がおおむね順調に進んでいる。
令和7年4月に保護者向け説明動画を作成し、県教育委員会のHPで公開している。県教育委員会としては、市町村において地域移行の理解が進むよう支援をしていく。

委員会 報告

総務警察委員会

大阪・関西万博のレガシーの活用について

大阪関西万博では、奈良県催事も大きなスケールだった。人気の公式キャラクター、ミャクミャクの活用要件はどうなっているか。

Ⓐ 公式キャラクター、ミャクミャクは大阪・関西万博の博覧会協会が管理をしており、イベント出演は博覧会協会への申請が必要で、令和8年3月末までの活用とされている。

南部・東部振興基本計画案について

南部東部地域においては、人口減少が加速し、行政職員の確保など、単独での行政運営は困難が予想される。県が橋渡し役となって、課題の整理、連携の設計などの調整が必要ではないか。

Ⓐ 南部東部振興基本計画は、社会情勢の変化、地域の課題や現状を踏まえ、市町村の意見も聞きながら策定する。庁内関係部局とも地域の課題を共有して、部局横断的に取り組む。

厚生委員会

農福連携について

農業従事者が減少する一方で、農業は障害をお持ちの方々活躍する場として可能性がある。農福連携について、現状と今後の取組はどうか。

Ⓐ 生産技術の習得のため事業所から計31回の派遣申請に対応。販路拡大のための農福連携マルシェの開催、福祉保険部と職農部による障害者雇用に向けた受け入れ体制の整備等を進めている。

保険者努力支援制度について

保険者努力支援制度について、全国の中で本県の点数はどうか。がん検診と健診については、市町村と力を合わせて様々な取組で啓発を進めていただきたい。

Ⓐ 本県が全国に先駆けて令和6年度に保険料水準の統一により評価は高い。市町村と連携会議を開催し、特定健診の受診率の向上に向けた意見交換を通じ、市町村の取組水準の底上げを図っていく。

経済労働委員会

第2期奈良県食品ロス削減推進計画について

食品ロス削減に取り組む県民の割合も85%と高い数値が出ている。第2期の目標は90%であるが、どういうことを目標に設定しているか。

Ⓐ 平成29年度と令和5年度の比較では、ロス22%減少と効果は出ているが、それでも4万トンのロス。今後は、事業系の削減、子共食堂へのマッチング、子供たちへの社会教育の一環とすることを検討する。

建設委員会

道路緊急ダイヤル#9910の利用状況について

実施の状況と効果はどうか。また、#9910は職員の負担軽減になっているか。

Ⓐ #9910令和6年度の通報は、電話455件、LINE447件。LINEによる写真や位置情報により、場所を特定する時間が短縮され、今後はデータデータベースの蓄積により職員の負担軽減につなげたい。

河川堤防と県営都市公園における クビアカツヤカミキリの被害について

ここ数年、被害が急増している。県が把握している状況はどうか。市町村と連携した県下一斉、部署横断で撲滅に向けた取り組みが必要。

Ⓐ クビアカツヤカミキリは桜、梅、桃などを食害する害虫であり、近年奈良県内でも被害が爆発的に増えてきている。現在、多くの市町村が駆除の対応に追われ、県も土木事務所中心に対応中である。

医大周辺のまちづくりについて

医大周辺のまちづくりでアリーナ建設が予定されている。本県の県産材の利用の促進に関する条例により、木材をふんだんに使ったアリーナの建設をお願いしたい。

文教くらし委員会

ベビーシッターの利用支援事業について

市町村が助成をするベビーシッターの利用料に対し、県が実施する1/2の補助の進捗と利用者の声はどうか。

Ⓐ 令和7年度には7市町村実施に加え新たに1町が追加される。現在、13の事業者登録。利用者からは仕事がはかどった、3歳以上の子供も対象にして欲しいといった意見が寄せられている。

日韓首脳会談の奈良県開催について

日韓首脳会談は、奈良県の数ある世界屈指の文化・歴史的価値を世界に広める絶好のチャンス。
高市総理誕生により、将来的な国際会議誘致を見据えた体制整備を求める。

Ⓐ 奈良の文化や歴史の魅力を十分に発信できるようにしっかり取り組んでいく。

各議員の詳しい質問内容はQRコードのページから動画をご覧ください。

総務警察委員会　厚生委員会　経済労働委員会　建設委員会　文教くらし委員会

第１１号様式の１０（第５条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名　　中川　崇

年　月　日	令和７年５月１日
年会費名	奈良ヒューライツ議員団　令和７年度会費
相手方	奈良ヒューライツ議員団
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の調査研究のため
按分率の説明	すべて政務活動費
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員などを講師に招き勉強会を実施している。 ◆本会の活動頻度 数ヶ月に１度勉強会を実施し、会誌を発行している。 ◆参加者の状況 奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員など。

経費

項目	金額	内容	領収書番号
調査研究費	30,000	年会費	10
合計 30,000 円　（　　）			

備考	添付資料：規約

注　年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団　規約

第1条　本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ　人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条　本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条　本会は、第１条・第２条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2　本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条　本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は１年とします。

１．議　長	1名	２．幹事長	1名
３．会　計	1名	４．幹　事	若干名
５．監　事	2名		

2　本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。

第5条　本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年４回（２月・５月・８月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条　①本会の会費は年額次のとおりとする。

１．県議会議員	３万円	２．奈良市議会議員	２万５千円
３．市議会議員	２万円	４．町村議会議員	１万円

②会計年度は２月１日より翌年の１月３１日までとします。

第7条　本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条　本会は、２００２年２月１５日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】
【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】
【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

第１１号様式の１１（第５条関係）

令和７年度事務所状況報告書

会派・議員名　　中川　崇

①政務活動事務所	□自宅　　☑自宅以外
②所在地	住所　奈良県奈良市朱雀五丁目 20-6 ガーデンシティ 103 号[redacted] 電話　0742-93-4900　　延べ床面積　68.85 ㎡
③他用途との兼用	□無 ☑有　□後援会の事務所 □政党事務所 ☑その他（　政治活動の物品倉庫　）
④所有区分	□自己又は配偶者、3 親等以内の親族、同一生計者の所有 ☑賃貸物件（賃貸借契約先 [redacted]） 所有者　☑第三者 □自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） □自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	□使用実態（使用面積又は使用時間による） ☑事務所全体面積 68.85 ㎡（a）うち政務活動使用面積 60.25 ㎡(b) □事務所使用時間　　時間(a) うち政務活動使用時間　　時間(b) (b)／(a) ＝87.5091／100 → 按分率　87.5 ／100
⑥事務所賃借料の計上	□無 ☑有　按分率　87.5／100 （按分率の考え方：　面積按分率と同じ　）
⑦駐車場代の計上	□無 ☑有　☑来客専用　　按分率　87.5／100　） □来客兼用　　按分率　　／ （按分率の考え方：　面積按分率と同じ　）
⑧光熱水費・維持管理費の計上	□無 ☑有　按分率　87.5／100 （按分率の考え方：　面積按分率と同じ　）
⑨備考	103 号室　35.964 ㎡ うち 35.964 ㎡を政務活動に使用 事務・執務スペース、複合機など通信機能、資料本棚 201 号室　32.886 ㎡ うち 24.286 ㎡を政務活動に使用 応接スペース、資料倉庫（2015 年県議 1 期目からの資料） うち 8.60 ㎡をそれ以外に使用 政治活動の物品置場（ポスター等） なお政治活動の事務所機能はここになく自宅で担っている 面積の計算は（35.964＋24.286）÷（35.964＋32.886）＝87.5091 201 号室は建物賃貸借契約時に「特約条項差入れ書」を締結し「住居用共同住宅であるが乙の都合により『選挙活動及び県政相談所』の事務所として使用するもの」となっている。

注　賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

●解約予告(明渡し予告)

1．解約予告はすくなくとも３ヶ月前にお願いします。
2．解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の賃借人を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、賃借しようとする者又は譲受人を本物件へ案内するということもあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜わりますよう切にお願い申し上げます

●退去時(引越しにともなう建物明渡し)

1．「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算は必ず退店の当日までに行って下さい。

2．引越しにともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの跡片づけ等をきちんとすませて下さい。
以上が行なわれていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されます。
ご注意下さい。

●借主(建物使用者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契るについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。
なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項(12条)、禁止事項(13条)、届出(14条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った(更新の場合を含む)行為についても、連帯責任があります。

〔注意事項〕
1．鍵の受け渡し合計　　本
2．ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

3．電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ。

電気……	関西電力	TEL　0800-777-8810
水道……	奈良企業局（水道）	TEL　0742-34-5200
ガス……	無	TEL
		TEL
		TEL

建物賃貸借契約書

店舗事務所用

2022年 12 月 30 日

物件名 ガーデンシティ店舗
103 号室

フリガナ　ナカガワ タカシ

中川　崇　様

賃貸空間
CHINTAI KŌKAN
株式会社 SPACE

所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6				
物件	(名称) ガーデンシティ店舗			1階 , 103号室	
種類	店舗・事務所		使用目的(業種)	選挙活動・県政相談所の事務所	
構造	鉄骨造			2 階建	
面積	専有面積(別紙図面添付)	約 37.53 ㎡	敷地面積		
	駐車場面積		駐車場No.	2・3	
	その他使用可能な面積				
契約期間	２０２３年１月１５日より ２０２５年１月１４日までの ２年間 ※ただし、第2条により更新することができる。				
賃料等	賃貸料(月額)	(税込) 99,000円	(月額)		
	共益費(月額)	なし	(月額)		
	駐車料(月額)	(2台) 15,400円	敷金	150,000円	
	(月額)		礼金	150,000円	
	合計(月額)	(税込)114,400円			
支払期日	上記の賃料等は、毎月末日までに次月分 を下記の方法により支払うものとする。				
支払方法	振込				
振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	奈良県農業協同組合	[redacted]			
受取人住所			電話		

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[緊急連絡先]

氏名 名称	中川 崇	住所	[redacted]	借主との関係 本人

[特記事項]

店舗事務所用建物賃貸借契約書

（契約の締結）

第１条　貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、標記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（契約期間）

第２条　契約期間は、標記に記載するとおりとする。

２　甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに１年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

（使用目的）

第３条　乙は、本物件を標記の目的（業種）にのみ使用する。

（賃　料）

第４条　乙は、標記の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

２　本契約時１ヶ月に満たない期間の賃料は、日割計算した額とする。

３　甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

(1)　土地又は建物に対する租税、消費税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。

(2)　土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。

(3)　近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

（公租公課）

第５条　本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

（共益費）

第６条　乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

２　前項の共益費は、標記の記載に従い、支払わなければならない。

３　１ヶ月に満たない期間の共益費は、日割計算した額とする。

４　甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

（駐車場）

第7条　乙は駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲または管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみ駐車しなければならない。

２　駐車場内における盗難又は事故等について、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

（諸費用の負担）

第8条　乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

(1)　電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。

(2)　町内会費等。

（敷　金）

第9条　乙は賃料の支払い、損害の賠償その他本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

２　甲は前項の敷金には利息はつけないものし別に預り証を発行しないで本書をもってこれに代えることとします。

３　乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

４　乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡、または質権その他一切の担保の目的とすることはできない。

５　甲は本契約が終了し本物件の明け渡しがあった時は、明渡日から2ヶ月以後に標記の敷金を乙に返還しなければならない。
ただし甲は、本物件の明渡時に賃料の滞納、原状回復費用その他本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金返還金から差し引くことができる。

６　敷金額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

（礼金）

第10条　乙は礼金として標記の金額を甲に支払い甲はこれを受領しました。
尚、礼金は契約の長短に関わらず一切返還されません。

（善管注意義務）

第11条　乙は善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

２　乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

（承諾事項）

第12条　乙は、次号のいずれかに該当する行為を行おうとするときには　あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(1)　本物件を第3条の使用目的以外に使用するとき。

(2)　連帯保証人を変更しようとするとき。

(3)　本物件出入口の鍵を変えるとき。

(4)　本物件の増築、改築、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。

(5)　営業時間及び定休日など変更を行おうとするとき。

(6)　階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合或は看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。

(7)　大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

（禁止事項）

第13条　乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(1)　本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。

(2)　本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に共しようとするとき。

(3)　犬猫等の動物の他、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

(4)　銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(5)　排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(6)　本物件内で居住し、又は人を居住させること。

（届出事項）

第14条　乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

(1)　引続き一週間以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していなとき。

(2)　乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。

(3)　連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。

(4)　建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

（修繕義務）

第15条　本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのあると認められる場合は、甲の費用負担において修繕をするものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

2　乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負うものとする。

3　前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

4　第１項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らの費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。

5　乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が費用を負担するものとする。

（内装造作諸設備工事）

第16条　本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

2　前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。

3　第１項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

4　乙が甲の承認を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。

5　乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

（解約予告）

第17条　甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

(1)　甲においては、更新拒絶するについて正当事由があり、かつ、本契約終了日前６ヶ月以上の猶予期間をおくこと。

(2)　乙においては、退店日（建物の明渡し日）前3ヶ月以上の猶予期間をおくこと。

2　前項の規定にかかわらず、乙は、解約申込日から３ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

（契約の解除）

第18条　乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破壊したものでないと認められるときは、この限りでない。

(1)　乙が賃料、共益費等の支払いを２ヶ月分以上連続して滞納したとき。

(2)　乙が賃料、共益費等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。

(3)　本契約の各条項に違反したとき。

(4)　環境及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。

(5)　本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。

(6)　入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。

(7)　第14条第１号の届出義務を怠り、１ヶ月以上の長期にわたり所在不明となったとき。

（暴力団等の排除）

第19条　乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施錠交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

(1)　乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。

(2)　乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。

(3)　本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。

(4)　本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。

(5)　本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。

(6)　本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

（契約の消滅）

第20条　天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の金額を無利息で返還する。

（行方不明の場合の措置）

第21条　第18条第７号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、１ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものとして、甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに

要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

（明渡し及び原状回復）

第22条　乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。

2　乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3　本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

（1）乙及び使用人すべての退去。

（2）乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。

（3）本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。

（4）第23条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4　乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

（1）退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の２倍に相当する損害金。

（2）明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5　乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

（諸費用の精算）

第23条　乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2　乙は第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

（立入り）

第24条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3　解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4　甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

（損害保険の加入）

第25条　甲は、本契約の建物に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

2　乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければらない。

3　乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。

（延滞損害金）

第26条　乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対

し、支払期日の翌日から支払の日まで年14.6%の割合による延滞損害金及び遅延した月数に応じて1ヶ月当り３千円の請求手数料を支払わなければならない。

（連帯保証人）

第27条　連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新にかかわらず本契約が存在する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2　乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと甲が認めたときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

3　本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

4　連帯保証人が高齢、病気などによりその賃務履行が困難な場合、乙または連帯保証人は債務履行を行える代理人をたてなければならない。

（乙から連帯保証人への委任）

第28条　乙は、連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

（1）乙が賃料等の支払いを３ヶ月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払いをしない場合。

（2）乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。

（3）乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

2　乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約できない。

（鍵の交換）

第29条　甲は、乙が防犯等正当な理由で鍵の交換を希望するときは、鍵の交換を行わなければならない。この場合、鍵の交換費用は、乙の実費負担とする。

（管轄裁判所）

第30条　本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

（協　議）

第31条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

（特約事項）

乙は別途、特約条項差入れ書を遵守するものとする。

[redacted]

この契約の締結を証するため本契約書　2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壱通を保有する

2022 年12月30日

甲（貸　主）住　　所 [redacted]

氏　　名 [redacted]

自　宅　TEL [redacted]

乙（借　主）現住所 [redacted]

フリガナ　ナカガワ　カオシ
氏　　名　中川　賞

勤務先名 [redacted]　自宅TEL 会社TEL [redacted]

勤務先所在地 [redacted]

連帯保証人　住　　所 [redacted]
~~(緊急連絡先)~~
氏　　名

勤務先名 [redacted]　自宅TEL 会社TEL [redacted]

勤務先所在地 [redacted]

連帯保証人　住　　所

氏　　名　　実印

勤務先名　　自宅TEL 会社TEL

勤務先所在地

仲介者　奈良県知事（1）第4287号 賃貸空間 CHINTAI KOKA 株式会社 人 〒631-0806　奈良県奈良市 取扱店　高の原店　TEL　0742-70-6868 宅地建物取引士 （奈良）第011387号 [redacted]	仲介者

『ガーデンシティ店舗』特約条項差入れ書

1、乙は本契約期間中、借家人賠償特約付きの火災保険に加入するものとする。

1、本物件地区内には自治会が存在します。

1、礼金は一切返還されない。

1、乙は契約解除時の際、3ヶ月前以上までに甲に書面にて予告するものとする。
尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は一切しないものとする。

1、本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。

1、本契約解除の際、乙は本物件を原状に復元する費用を負担するものとする。
ただし、甲が部分的に原状回復を免除した場合はその限りではない。

1、本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において適切に処理するものとする。

1、乙は本物件利用において、来店者等の自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置くことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし、内装・外装等の設備工事は乙の費用負担で行うものとする。

1、本物件に設置してある入口ドア・シャッター・トイレ・流し台・各電気配線設備・各照明器具等は残置設備として乙が維持管理を行うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。（原則として防災設備・火災警報器・防犯設備・ＴＶ・インターネット等の通信設備も含むものとする。）また設備の取替え、廃棄の場合は甲の承諾を得て乙の負担で行うものとする。

1、乙は本物件において造作や看板等の設備を新たに設置・増設をする場合、事前に書面（設計図）等を提出のうえ甲に承諾を得たうえで行うものとし契約解除の際は、乙の費用負担にて原状回復するものとする。

1、甲は乙が本物件を『選挙活動及び県政相談所の事務所』としてのみ使用する事を承諾しているものとし、それ以外の用途での使用はできないものとする。

1、乙が本物件で営業するにあたり、営業時間や騒音・防音には細心の注意を払い本物件を使用するものとし、万一近隣より苦情の申し出があった場合は甲に一切迷惑をかけないようにするものとする。

1、乙は本物件利用にあたり店舗出入口付近に長時間、自動車を駐車してはならない。

1、乙は本物件を使用するにあたり、乙の事業を行うための公的な申請や許可は乙の責任において行うものとし、本契約後、近隣からのクレームも含め、各法律や条令に抵触又は違反し本物件の使用の中止や退去を命じられても甲及び仲介業者は一切その責任を負えないものとする。

1、本物件において賃貸料・駐車料金については消費税を付加するものとする。

1、将来（賃貸料等）の消費税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。

1、本物件にはガス設備はないものとする。

1、本物件入口ドア・シャッターの鍵を交換する場合の費用は乙の負担とし、事前に甲の承諾を得て行うものとする。

1、本物件において盗難や空き巣などがあり乙や本物件に損害が生じたとしても甲及び仲介業者は一切その責任は負えないものとする。

1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として￥10,000円＋税を甲に支払うものとする。

1、本契約時に乙、連帯保証人、入居者より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

以上。

令和5年 1月 6日

乙 氏名 中川 崇 [redacted]

連帯保証人承諾書

貸主（甲）[redacted] 殿

1、賃貸借契約に基づく家賃の支払い等その他、借主（乙）が負担する契約上の債務を連帯保証人としてその責を負うものする。

1、連帯保証人は本賃貸借契約が更新された場合も引き続き連帯保証の責を負ものとする。

1、連帯保証人の賃料責務は、賃料総額の12ヶ月分相当額を極度額とする。

1、連帯保証人は上記極度額の範囲以内においてその責務を履行しなければならない。

1、連帯保証人は別途、賃貸借契約書に基づく借主（乙）の賃料債務以外の債務についても連帯してそれを履行する義務が課されます。

上記の内容について確認承諾し、本書を提出します。

以上

令和5年 1月 6日

連帯保証人

住 所 [redacted]

氏 名 [redacted]

[redacted]

(別紙添付図面)

1. 賃貸借物件の専有部分は朱線で囲んだ部分とする。

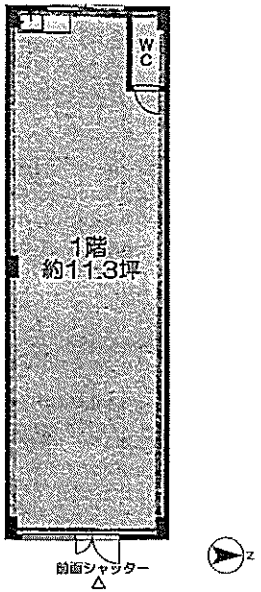

[redacted]

駐車場の専有使用可部分は朱線で囲んだ部分部分とする。

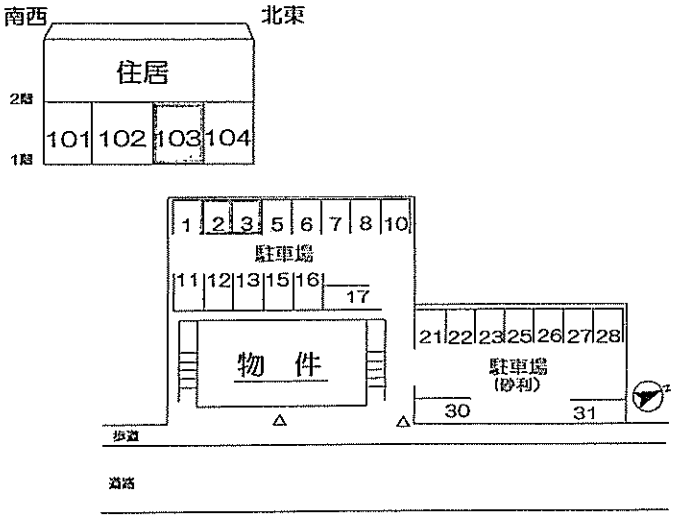

※賃貸借部分は原則として土地や共有部分は含みません。

[redacted]

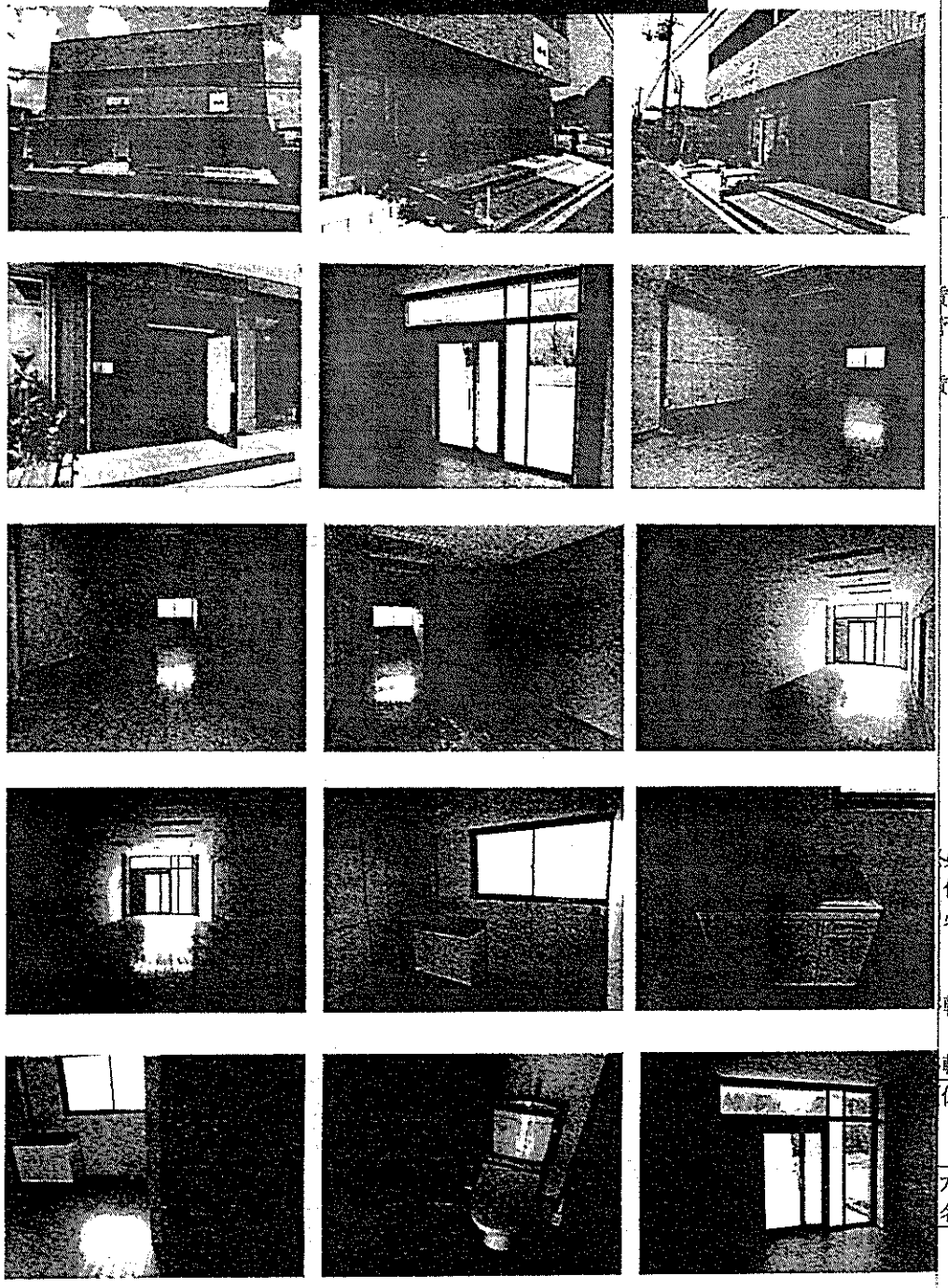

(管理・一般・専任)

建物賃貸借契約解除通知及び連絡先　物件 NO.

SPACE
賃貸空間
CHINTAI KUKAN
高の原店　TEL　0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

建物賃貸借契約解除通知書

賃貸人
管理人＿＿＿＿＿＿＿＿様　・立会い日　月　日（　）：

賃貸物件の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿階　＿＿号室

このたび上記賃貸物件の建物賃貸借契約を解除し、
＿＿＿年　＿＿月　＿＿日に退去することを本書において通知し、
確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除し、退去する場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、退去が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した損害は賠償致します。ついては保証金および敷金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日　＿＿＿年　＿＿月　＿＿日

賃借人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

~~火災保険のご解約手続きは住宅の解約手続きと一緒に必ずして頂く様お願い致します。（保険証券と認印必要）~~

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携　帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

転先新住所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

転後連絡先　TEL＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

（保証金および敷金返還先）※振込手数料賃借人負担

＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿支店　（普通・当座）NO.＿＿＿＿＿

ﾌﾘｶﾞﾅ）
名 義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

~~（保証会社解約　済・未　、保険解約　済・未）~~

●解約予告(明渡し予告)

1．解約予告はすくなくとも1ヶ月前迄にお願いします。

2．解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するということもあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜わりますよう切にお願い申し上げます。

●退去時(引越しにともなう建物明渡し)

引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時」に持込まれたもの(家財・物品等)をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの跡片づけ等をきちんとすませて下さい。
以上が行なわれていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意下さい。

●借主(入居者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約にもとずくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った(更新の場合を含む)行為についても、連帯責任があります。

〔注意事項〕

1．ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

2．電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ。

電気……	関西電力	TEL 0800-777-8810
水道……	奈良企業局（水道）	TEL 0742-34-5200
ガス……	大阪ガス	TEL 0120-59-4817
		TEL
		TEL

建物賃貸借契約書

（住居用敷金礼金方式）

2023 年 3 月 24 日

物件名　ガーデンシティ

フリガナ　ﾅｶｶﾞﾜ ﾀｶｼ

中川　崇　様

賃貸空間
CHINTAI KŪKAN

株式会社 SPACE スペース

建物賃貸借契約書（住居用敷金・礼金）

（表記）

物　　件	（名　称）ガーデンシティ [redacted]（　　）			
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6			
構　　造	鉄骨造2階建			
契約期間	２０２３年４月１日より　　２０２４年３月３１日までの １　年間とする。ただし、第２条により更新することができる。			
家 賃 等	賃　貸　料（月額）	55,000円	敷　　金	50,000円
	共　益　費（月額）	なし	礼　　金	50,000円
	駐　車　料（月額）	7,700円		
	（月額）			
	合 計 月 額	62,700円		
支払期日	上記の家賃は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。			
支払方法	振込			

振 込 先	銀 行 名	支 店 名	預 金	口座番号	受 取 名 義 人
	奈良県農業協同組合	[redacted]			

入居者一覧表	続柄	氏　　名	性別	生　年　月　日	年　齢
	本人	中　川　　崇	男・女	年　月　日	才
			男・女	年　月　日	才
			男・女	年　月　日	才
			男・女	年　月　日	才
			男・女	年　月　日	才
			男・女	年　月　日	才
	合　計	名	備考		

建物賃貸借契約書（住居用敷金・礼金）

（契約の締結）

第１条　貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、表記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

２　本物件は敷地上の建物を示し、土地は一切含まれません。

（契約期間）

第２条　契約期間は、表記に記載するとおりとする。

２　甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でさらに１年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

（使用目的）

第３条　乙は、本物件を現状のまま使用し、表記記載の入居者一覧表に記載した者の居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（家　賃）

第４条　乙は、表記の記載に従い、家賃及び共益費（以下「家賃等」といいます。）を支払わなければならない。

２　家賃等の支払い義務は入居可能日から発生します。

３　１ヶ月間に満たない期間の賃料は、日割計算した額とする。

４　甲は、次の各号の一に該当する場合には、甲乙協議の上、家賃を改定することができる。

(1)　土地又は建物に対する租税、消費税その他の負担の増減により家賃が不相当となった場合。

(2)　土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により家賃が不相当となった場合。

(3)　近傍同種の建物の家賃に比較して家賃が不相当となった場合。

（共益費）

第５条　乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

２　前項の共益費は、表記の記載に従い、支払わなければならない。

３　１ヶ月間に満たない期間の共益費は、日割計算した額とする。

４　甲は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、甲乙協議の上、共益費を改定することができる。

（諸費用の負担）

第６条　乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

(1)　電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。

(2)　町内会費等。

（敷金）

第７条　乙は家賃の支払い、損害の賠償その他本契約から生ずる債務を担保するため敷金として表記の金額を甲に支払い、甲は本日これを受領しました。この敷金には利息をつけないものとし、別に預り証を発行しない本書をもってこれに代えることにします。

２　乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって家賃等その他の債務と相殺することができないものとします

３　乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡、または質権その他一切の担保の目的とすることができないものとします。

４　甲は、本契約が第14条、第15条、第16条の規定により解除された日、若しくは本契約後に乙の都合で本物件に入居する前に契約を解除する場合、又は第15条の規定による更新拒絶により本契約期間が満了した日（以下契約終了日」といいます。）以後乙が本物件を甲に明け渡した日から起算して40日以内に前項の敷金の残額を契約期間の長短にかかわらず乙に返還するものとする。

５　乙は、前項の規定により契約終了日にこの契約書、鍵全部並びに乙が契約終了日までに使用した電気・ガス・水道等の使用料を精算し支払領収書を甲に提出するものとします。提出なき場合は、敷金の返還は受けられません。

６　乙は、契約終了日に本物件を甲に返還するとき本物件に故意過失による汚損・破損等の損害を与えてある場合には乙に於いてその損害を賠償しなければなりません。甲はその修理若しくは、取替え等の費用、及び原状回復費用、未払い等の乙の一切の債務弁済費用を乙に返還すべき敷金より差し引く事ができるものとします。この場合において、敷金の額が不足するときはその不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

（礼金）

第8条　乙は敷金と別に礼金として表記の金額を甲に支払い甲は本日これを受領しました。
尚、礼金は一切返還されません。

（借主の善管義務）

第9条　乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

２　乙は、自己又は乙の同居者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたとき又は、他の居住者等に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

（禁止事項）

第10条　乙は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(2)　大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。

(3)　排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(4)　大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。

(5)　観賞用の小鳥、魚類及び犬、猫等の動物を飼育すること。

(6)　本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸を行うこと。

(7)　建物を第３条の使用目的以外に使用すること。

(8)　本物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うこと。

（承諾事項）

第11条　乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときには、あらかじめ甲の書面による承諾を得るとともに必要な手続きを行わなければならない。

(1)　表記に記載する同居人に新たな同居人を追加（出生を除く。）するとき。

(2)　連帯保証人を変更しようとするとき。

(3)　観賞用の小鳥、魚類及び犬、猫等の動物を飼育するとき。本契約書にペット飼育の特約条項差入れ書等を添付するものとする。

(4)　本物件出入口の鍵を変えるとき。

（届出事項）

第12条　乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

(1)　引続き１ヶ月以上本物件を留守にするとき、又は現に居住していないとき。

(2)　乙又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。

(3)　連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。

(4)　建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

（入居中の修繕）

第13条　甲は、下記に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は契約期間の長短にかかわらず乙が負担しなければならない。

(1)　畳の表替え、裏返し

(2)　障子紙の張り替え

(3)　壁紙（クロス）等の張り替え。

(4)　襖紙の張り替え

(5)　電球、蛍光灯の取り替え

(6)　給水栓、排水栓の取り替え

(7)　その他費用が軽微な修繕

2　前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することはできない。

3　乙は、要修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知しなければならない。

4　前項の通知を怠り又は遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

（解約予告）

第14条　甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

(1)　甲の都合でこの契約の解除を要求するときは、本契約終了日前６ヶ月以上の猶予期間をおくこと。

(2) 乙においてはこの契約を解除しようとするときは、その１ヶ月前までに甲に通知し、その通知日より１ヶ月目をもってこの契約を解除することができるものとします。
尚、通知後は取り消し、撤回、変更はできないものとします。

2　乙は前項の規定の1ヶ月前の予告をなさず本物件より退去したとき、又はこの契約を解除する場合は、乙は当該月の家賃の他に1ヶ月分の家賃、共益費相当額の違約金を甲に支払わなければなりません。

3　乙の都合により月の中途において本契約を解除した時は、当該月の家賃等は１ヶ月分支払い、甲は日割り計算はしないものとします。

（契約の解除）

第15条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないでこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

(1)　本物件の入居申込書及び、この契約書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により本物件へ入居したとき。

(2)　家賃等を２ヶ月以上滞納したとき。

(3)　家賃等の支払いをしばしば遅延することにより、その支払能力がないと甲が認め、かつ、その遅延がこの契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき。

(4)　本物件、附帯施設又は本物件の敷地を、故意又は過失により、汚損、破損、若しくは滅失したとき。

(5) 共同住宅の秩序を乱す行為があったとき又は本物件の信用に著しく害する行為があったとき。

(6) 他の債務の為、財産の差押、仮差押処分等を受ける気配があったとき。又は破産の宣告を受けたとき。

(7) 本物件において危険な行為、騒音、振動、悪臭の発生その他近隣の迷惑になるような行為や衛生上有害となる行為があったとき。

(8) 本物件を、政治、宗教、組合運動等の集会又はこれに類する場として使用したとき。

(9) 居住者同士の喧嘩、本物件内の喧噪、夜間マージャン、覗き見行為、蛮行、無断他室侵入、その他これに準ずる行為をしたとき。

(10) 賭博場、競輪、競馬等のノミ行為の取次所の開設、売春、覚せい剤、麻薬の密売その他刑罰法令に触れる行為をしたとき。

(11) 第12条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期所在不明となったとき。

(12) 第10条禁止事項の各条項に違反、第11条承諾事項義務違反したとき。

(13) この契約の各条項並びに特約条項、又はこの契約と関連して締結された契約若しくは入居規約等に違反したとき。

2　乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは直ちに、この契約の更新を拒絶したときはこの契約の期間満了の日までに本物件を空け、これを甲に返還しなければなりません。

3　前項により甲がこの契約を解除したため乙に損害を生ずることがあっても甲はその責を負わないものとします。

（反社会勢力等の排除）

第16条　乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。

(1)　乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。

(2) 乙が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が暴力団または過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員若しくは準構成員であることが判明したとき。

(3)　本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、大紋、提灯等を掲示したとき。

(4)　本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。

(5)　本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙または乙が反社会的団体と認められる場合はその構成員が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。

(6)　本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙が粗野な態度、言動によって他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

（契約の消滅及び予測不能の損害措置）

第17条　天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が収用され又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、乙は甲に対して一切損害賠償等の要求はなさぬものとします。

2　天災、地変、火災、盗難又は電気、ガス、水道等の設備の破損、故障若しくは他の居住者等により蒙った乙と乙の同居者の損害については、甲は一切その賠償の責を負わないものとします。

（行方不明の場合の措置）

第18条　第15条第11項の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者立ち会いのうえ、本物件に残置された乙の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管又は処分することができるものとする。
なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

（明渡し及び原状回復）

第19条　乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2　乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3　本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

(1)　乙及び入居者すべての退去。

(2)　乙が本物件内に搬入したすべての家財、物品等の搬出。

(3)　本物件内外のゴミ、汚物等の撤去、処理。

(4)　第7条第5項に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4　乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1)　退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の２倍に相当する損害金。

(2)　明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5　乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求ならびに乙の付加した造作物その他について、甲に買取りを請求することはできない。

（立入り）

第20条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3　甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならない。

（損害保険の加入）

第21条　乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために賠償責任特約付の住宅総合保険に加入しなければらない。

（延滞損害金）

第22条　乙は、本契約から生じる金銭債務（家賃、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し支払期日の翌日から支払いの日まで年14.6%の割合による延滞損害金を付加して支払わなければならない。（保証会社規定がある場合はその規定に基づく。）

（書面通知）

第23条　本契約に関する甲乙相互に於ける通知、申し出、承諾、承認等は全て書面によるものとし、書面によらないものは無効とします。

（連帯保証人）

第24条　連帯保証人は、この契約に基づく家賃の支払い等その他乙の一切の債務について保証し、乙と連帯して履行の責を負うものとし、本契約が法定更新、合意更新にかかわらず更新された場合も引き続き保証の責は負うものとします。

2　連帯保証人の負担は、家賃総額の12ヶ月分を極度額とし、限度とする。

3　連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡した時に、確定するものとする。

4　連帯保証人の請求があったときは、甲は、連帯保証人び対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額に関する情報を提供しなければならない。

（委任事項）

第25条　甲は、自己に代わって、この契約に基づく乙との連絡事務を行う者（管理者）をおき、甲は乙に対する一切の連絡をこの者に委任することがあります。

（管轄裁判所）

第26条　本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

（協　議）

第27条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

（特約事項）

乙は別途、特約条項差入れ書を遵守するものとする。

[redacted]

賃貸住宅管理規約（入居規約）

この規約は、前載建物賃貸借契約書第15条第13号に基づき、賃貸住宅の賃借人が必ず遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを定めたものです。

第１条（賃借部分の善管注意）

賃借人は賃借部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければなりません。

(1) 通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意すること。

(2) 水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにすること。

(3) 水洗トイレ及び流し台等は、排水管に物をつまらせないよう注意すること。

(4) 電気、ガスの取扱いについては、事故の発生しないようにすること。

(5) 日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まないこと。

第２条（一般的遵守事項）

(1) テレビ、ステレオ、その他楽器類の音量は、周囲に迷惑がかからない程度に抑えること。

(2) ドアの開閉は静かに行うこと。

(3) 階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう十分注意すること。

(4) 悪臭を放って、近隣に迷惑をかけないこと。

(5) ペットの持ち込みが可の場合でも、放し飼いにして共用部分に出たり、鳴き声、臭いでの近所に迷惑をかけないこと。

第３条（駐車場）

(1) 契約駐車場の場合、空いていても他の車を駐車してはなりません。

(2) 入居者は、自転車、バイク及び自動車等を路上駐車しないこと。入居者の知人の車の場合も、入居者が責任をもって、注意すること。

(3) 自動車、バイクの空ぶかしはしないこと。

第４条（共用部分）

(1) バルコニーでの水の使用は、階下に水漏れが生じるため、十分注意すること。

(2) 隣に続いているバルコニーの場合は、火災発生時の避難のため、隣との仕切り板の付近に物を集積しないこと。

(3) エレベーター内で、物を散らかしたり、落書やつばを吐いたりして、汚さないこと。

(4) 共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしないこと。

第５条（コミュニティ）

(1) 回覧板は、目を通したら、すみやかに次順の者へ回すこと。

(2) 町内会へは入会し、町内会費は必ず支払うこと。

(3) 町内会の行うコミュニティ活動等には積極的に参加すること。

第６条（ゴミ処理、清掃）

(1) 共用部分は、常に清潔にすること。

(2) ゴミはゴミ袋（指定）に入れ、必ず指定日に所定のゴミ集積所に出すこと。

(3) ガラス、空缶等の燃えないゴミや危険物等の廃棄物は、指定日に所定の場所に危険のないように処理すること。

(4) 転入転出時等に大量の廃棄物がある場合は、自己の責任において他に迷惑をかけないように処理すること。

第７条（防火対策）

(1) 自然発火、引火爆発のおそれのあるものは、建物内に持ち込まないこと。

(2) 階段、消火栓、消火器、避難器具の付近には、絶対に物を置かないこと。

第８条（その他の禁止事項）

(1) 建物及び敷地内にチラシ等を提示する一切の行為。

(2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加又は変更すること。

(3) 共用部分で喫煙すること。

(4) 他の居住者及び近隣居住者に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせる行為をすること。

第９条（管理業者からの注意）

入居者は、管理業者から共同生活上の指示や注意があった場合、すみやかに、これに従わなければなりません。

第10条（規約違反）

以上の各条項に関し、違反の程度が著しい賃借人に対しては、本賃貸借契約を解除するものとする。

以　上

この契約の締結を証するため 本契約書　2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壱通を保有する

2023 年 3 月 24 日

甲（貸　主）住　　所 [redacted]

氏　　名

自宅TEL

乙（借　主）現住所 [redacted]

フリガナ　ナカガワ　タカシ

氏　　名　中川 崇

自宅TEL [redacted]

勤務先名（新学校名）　中川たかし事務所

勤務先所在地（新学校所在地）　奈良県奈良市朱雀五丁目20-6 ガーデンシティ103号

勤務先TEL（新学校TEL）　0742-93-4900

連帯保証人　住　　所 [redacted]

~~（奈良連絡先）~~

氏　　名

自宅TEL

勤務先名

勤務先TEL

連帯保証人　住　　所

氏　　名　　実印

自宅TEL

勤務先名

勤務先TEL

仲介者　奈良県知事（2）第4287号

賃貸空間 CHINTAI KOKAN

株式会社 A-SPACE

〒631-0806　奈良県奈良市朱雀 [redacted]

取扱店　高の原店　TEL　0742-70-6868

宅地建物取引士 [redacted]

（奈良）第011387号

仲介者

『ガーデンシティ [redacted] 特約条項差入れ書

1、乙は本契約期間中、店舗総合保険（火災保険）に加入しなければならない。

1、礼金は一切返還されない。

1、本物件地区内には自治会が存在します。

1、乙は契約解除時の際、3ヶ月前に甲に書面にて予告するものとする。
尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は一切じないものとする。

1、乙は毎月々の家賃等は毎月末日までに次月分を支払う先払い方式とする。

1、本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし甲に無断でその内装の変更や設備等の増設及び撤去等は原則としてできないものとする。

1、本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。

1、本契約解除の際、乙は本物件を契約時の原状に復元する費用を負担するものとする。

1、本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において処理するものとする。

1、煙草による室内壁等のヤニ汚れや設備の変色による原状回復費は乙の負担とする。

1、乙は本物件利用において、顧客などの自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置くことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、乙は営業時間や騒音・防音には細心の注意を払い本物件を使用するものとし、万一、他の入店者より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、本物件に設置してあるエアコン・各照明器具等は残置設備として乙が維持管理を行うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。（ＴＶ等の視聴設備、電話・インターネット設備などの通信設備を含む。）

1、乙は本物件に利用において看板等を設置する場合、事前に甲に承諾を得たうえで行うものとする。

1、本契約中の住宅用火災警報器の修理、取替え等は乙の負担とする。

1、本物件に設置してある洗濯機用蛇口（スパウト）の取替えや交換は入店時より乙の負担とする。

1、本物件は住居用共同住宅であるが乙の都合により『選挙活動及び県政相談所』の事務所として使用するものとし、甲に無断でその用途を変更したり住居として使用することはできないものとする。

1、本契約において賃貸料（家賃・駐車料金）については消費税を付加するものとする。
尚、将来、消費税の税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。

1、本物件において盗難や空き巣などがおこったとしても甲は一切の責任は負わないものとする。

1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として￥10,000円＋税を甲に支払うものとする。

1、本契約時に乙、連帯保証人より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

以上。

2023年 3月 24日

乙　氏名 中川崇 [redacted]

（管理・一般・専任）

建物賃貸借契約解除通知及び連絡先　物件NO.

SPACE
賃貸空間
CHINTAI KOKAN
高の原店　TEL　0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

建物賃貸借契約解除通知書

貸人
理人＿＿＿＿＿＿＿＿様　・立会い日　月　日（　）：

貸物件の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿階　＿＿号室

このたび上記賃貸物件の建物賃貸借契約を解除し、
＿＿年　＿＿月　＿＿日に退去することを本書において通知し、
確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除し、退去する場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、退去が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した損害は賠償致します。ついては保証金および敷金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日　＿＿年　＿＿月　＿＿日

賃借人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿

火災保険のご解約手続きは
住宅の解約手続きと一緒に
必ずして頂く様お願い致します。
（保険証券と認印必要）

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿

携　帯＿＿＿＿＿＿＿＿

転先新住所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿

転後連絡先　TEL　（　　）

（保証金および敷金返還先）※振込手数料賃借人負担

＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店　（普通・当座）NO.＿＿＿＿

フリガナ）
名 義 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（保証会社解約　済・未　、保険解約　済・未）

『ガーデンシティ[redacted]特約条項差入れ書

1、乙は本契約期間中、店舗総合保険（火災保険）に加入しなければならない。

1、礼金は一切返還されない。

1、本物件地区内には自治会が存在します。

1、乙は契約解除時の際、3ヶ月前に甲に書面にて予告するものとする。
尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は一切しないものとする。

1、乙は毎月々の家賃等は毎月末日までに次月分を支払う先払い方式とする。

1、本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし甲に無断でその内装の変更や設備等の増設及び撤去等は原則としてできないものとする。

1、本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。

1、本契約解除の際、乙は本物件を契約時の原状に復元する費用を負担するものとする。

1、本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において処理するものとする。

1、煙草による室内壁等のヤニ汚れや設備の変色による原状回復費は乙の負担とする。

1、乙は本物件利用において、顧客などの自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置くことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、乙は営業時間や騒音・防音には細心の注意を払い本物件を使用するものとし、万一、他の入店者より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、本物件に設置してあるエアコン・各照明器具等は残置設備として乙が維持管理を行うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。（ＴＶ等の視聴設備、電話・インターネット設備などの通信設備を含む。）

1、乙は本物件に利用において看板等を設置する場合、事前に甲に承諾を得たうえで行うものとする。

1、本契約中の住宅用火災警報器の修理、取替え等は乙の負担とする。

1、本物件に設置してある洗濯機用蛇口（スパウト）の取替えや交換は入店時より乙の負担とする。

1、本物件は住居用共同住宅であるが乙の都合により『選挙活動及び県政相談所』の事務所として使用するものとし、甲に無断でその用途を変更したり住居として使用することはできないものとする。

1、本契約において賃貸料（家賃・駐車料金）については消費税を付加するものとする。
尚、将来、消費税の税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。

1、本物件において盗難や空き巣などがおこったとしても甲は一切の責任は負わないものとする。

1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として￥10,000円＋税を甲に支払うものとする。

1、本契約時に乙、連帯保証人より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

以上。

令和5年 3月 25日

乙　氏名 中川 崇 [redacted]

駐車場契約書

2022年 12 月30 日

名称　ガーデンシティ店舗駐車場

駐車場NO.　2

フリガナ　ﾅｶｶﾞﾜ ﾀｶｼ

中川　崇　様

賃貸空間
CHINTAI KÛKAN

株式会社 SPACE エー・スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名　称	ガーデンシティ店舗駐車場		区画番号	2	
所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6				
車両名			車　種		
車輌登録番号			車両所有者		
契約期間	２０２３年1月１５日　より　２０２５年1月１４日　までの2 年間とする				
賃料等	駐車場料金	7,700円	保　証　金	――	
	合計月額	7,700円			
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
支払方法	振込				
振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	奈良県農業協同組合	[redacted]			

第１条　甲は乙に対し、表記表示の車輌を表記表示の場所に駐車することを認める。

第２条　契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに１年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第３条　賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

２　１ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

３　甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第４条　乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

２　保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第５条　乙は本駐車場に表記に表示する駐車車輌以外の車輌を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第６条　本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第７条　乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第８条　本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第９条　乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第10条　乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

(1)　引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。

(2)　火気の取扱等をしないこと。

(3)　自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。

(4)　自動車の運転に当っては安全運転をすること。

(5)　甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

(6)　駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

(7)　駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。

(8)　他の車の駐車位置を侵さないこと。

(9)　その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
(10)　駐車場内での車両の洗車は厳禁とする。
(11)　エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条　乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
(1)　乙が賃料の支払を２ヶ月分以上滞納したとき。
(2)　近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
(3)　他の自動車を駐車させたとき。
(4)　その他本契約の条項の一に違反したとき。

2　前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。

第12条　本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。

2　乙は１ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条　乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金¥10000+税円を甲に支払うとともに一ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2　車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条　本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輌を他へ撤出する。乙が本契約終了後なおもその車輌その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条　この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

［特約事項］

1.本駐車場契約は建物賃貸借契約が解除となるとき本駐車場契約も解除となる。

この契約の締結を証するため、本契約書　2　通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壱通を保有する。

2022年12月30日

甲（貸主）　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

自宅TEL [redacted]

乙（借主）　住所 [redacted]

氏名（フリガナ）　中川 崇（ナカガワ タカシ）

自宅TEL [redacted]

勤務先名 [redacted]　勤務先TEL [redacted]

仲介者　奈良県知事（1）第4287号

賃貸空間 CHINTAI KŪKAN SPACE

株式会社 [redacted]

〒631-0806　取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4　TEL0742-70-6868

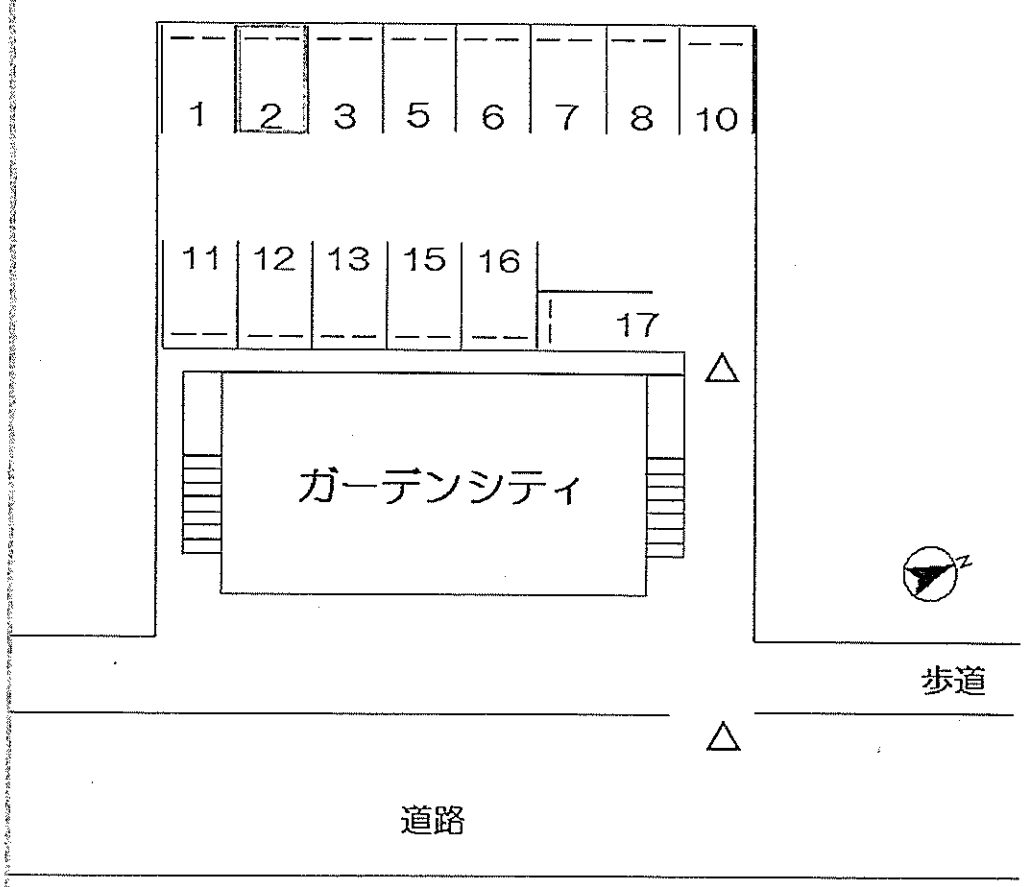

（管理・一般・専任）

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO.

SPACE
賃貸空間
CHINTAI KUKAN

高の原店　TEL　0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐 車 場 契 約 解 除 通 知 書

賃貸人
管理人＿＿＿＿＿＿＿＿様

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　駐車区画＿＿＿＿番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日に車両を他へ搬出することを本書において通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

賃借人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携　帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿＿支店　（普通・当座）NO.＿＿＿＿＿＿

〈ﾌﾘｶﾞﾅ〉
名 義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

駐車場契約書

2022 年 12 月 30 日

名称　ガーデンシティ店舗駐車場

駐車場NO.　3

フリガナ　ﾅｶｶﾞﾜ ﾀｶｼ

中川　崇　様

賃貸空間
CHINTAI KŌKAN

株式会社 SPACE

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名　称	ガーデンシティ店舗駐車場	区画番号	3
所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車両名		車　種	
車輌登録番号		車両所有者	
契約期間	２０２３年1月１５日　より　２０２５年1月１４日　までの2 年間とする		
賃料等	駐車場料金	7,700円	保証金 ――
	合計月額	7,700円	
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		

振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	奈良県農業協同組合	[redacted]			

第１条　甲は乙に対し、表記表示の車輌を表記表示の場所に駐車することを認める。

第２条　契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに１年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第３条　賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

２　１ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

３　甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第４条　乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

２　保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後40日以内に保証金の金額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第５条　乙は本駐車場に表記に表示する駐車車輌以外の車輌を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第６条　本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第７条　乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第８条　本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第９条　乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第10条　乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

(1)　引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。

(2)　火気の取扱等をしないこと。

(3)　自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。

(4)　自動車の運転に当っては安全運転をすること。

(5)　甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

(6)　駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

(7)　駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。

(8)　他の車の駐車位置を侵さないこと。

(9)　その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
(10)　駐車場内での車両の洗車は厳禁とする。
(11)　エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条　乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
(1)　乙が賃料の支払を２ヶ月分以上滞納したとき。
(2)　近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
(3)　他の自動車を駐車させたとき。
(4)　その他本契約の条項の一に違反したとき。

2　前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。

第12条　本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。

2　乙は１ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条　乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金¥10000+税円を甲に支払うとともに一ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2　車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条　本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輌を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車輌その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条　この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

［特約事項］

1. 本駐車場契約は建物賃貸借契約が解除となるとき本駐車場契約も解除となる。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壱通を保有する。

2022 年12月30日

甲（貸主）　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

自宅TEL [redacted]

乙（借主）　住所 [redacted]

フリガナ　ナカガワ　タクシ
氏名　中川　崇

自宅TEL [redacted]

勤務先名 [redacted]　勤務先TEL [redacted]

仲介者　奈良県知事（1）第4287号

賃貸空間 CHINTAI KÜKAN space

株式会社

〒631-0806　奈良市朱雀3丁目5-4

取扱店：高の原店
TEL0742-70-6868

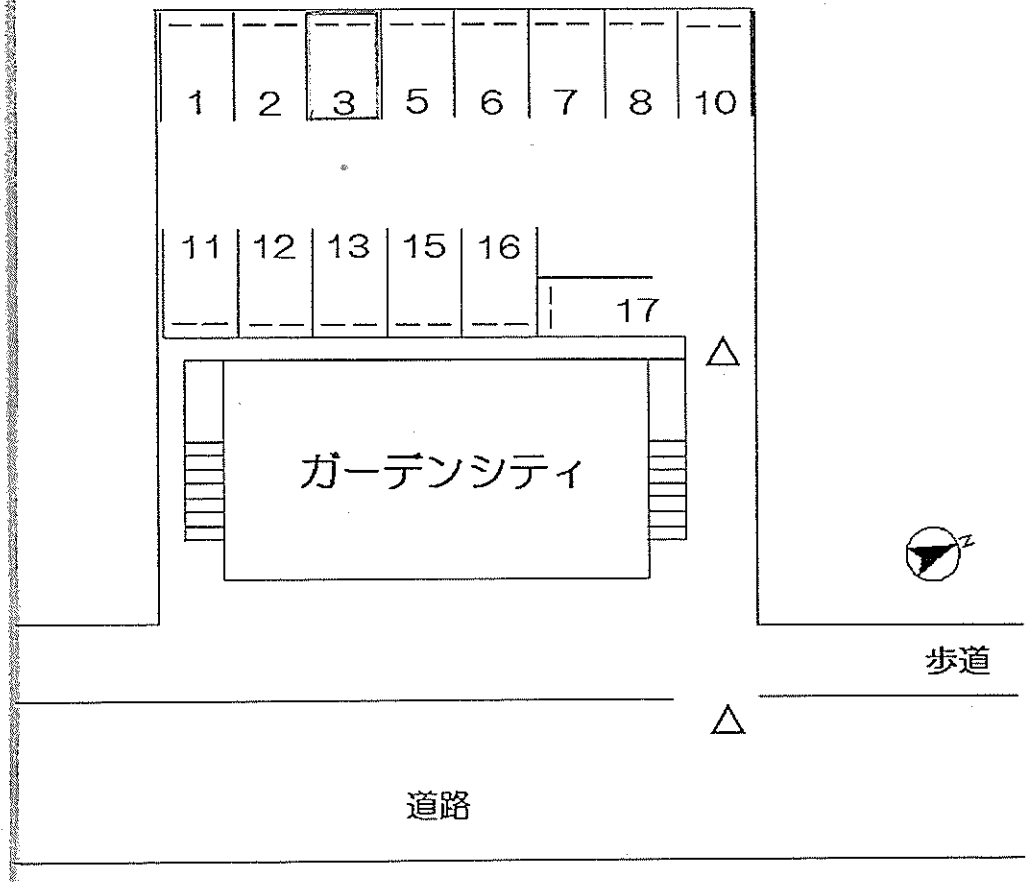

（管理・一般・専任）

駐車場契約解除通知及び連絡先　　物件 NO.

SPACE
賃貸空間
CHINTAI KUKAN

高の原店　TEL　0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐 車 場 契 約 解 除 通 知 書

賃貸人
管理人＿＿＿＿＿＿＿＿様

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　駐車区画＿＿＿番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に車両を他へ搬出することを本書において通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

賃借人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携　帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿支店（普通・当座）NO.＿＿＿＿＿＿

〈ﾌﾘｶﾞﾅ〉
名 義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

駐車場契約書

2023年　2 月 12 日

名称　　ガーデンシティ第二駐車場

駐車場No.22

フリガナ　　ﾅｶｶﾞﾜ ﾀｶｼ

中川　崇　様

賃貸空間
CHINTAI KÛKAN

株式会社 SPACE エー・スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名　称	ガーデンシティ第二駐車場		区画番号	22	
所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6				
車両名			車　種		
車輌登録番号			車両所有者		
契約期間	２０２３年２月２５日　より　２０２４年２月２４日　までの１年間とする				
賃料等	駐車場料金	7,700円	保　証　金	――	
	合計月額	7,700円			
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
支払方法	振込				
振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	奈良県農業協同組合	[redacted]			

第１条　甲は乙に対し、表記表示の車輌を表記表示の場所に駐車することを認める。

第２条　契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに１年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第３条　賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

２　１ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

３　甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第４条　乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

２　保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第５条　乙は本駐車場に表記に表示する駐車車輌以外の車輌を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第６条　本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第７条　乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第８条　本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第９条　乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第10条　乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

(1)　引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。

(2)　火気の取扱等をしないこと。

(3)　自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。

(4)　自動車の運転に当っては安全運転をすること。

(5)　甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

(6)　駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

(7)　駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。

(8)　他の車の駐車位置を侵さないこと。

(9)　その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
(10)　駐車場内での車両の洗車は厳禁とする。
(11)　エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条　乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
(1)　乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき。
(2)　近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
(3)　他の自動車を駐車させたとき。
(4)　その他本契約の条項の一に違反したとき。

2　前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。

第12条　本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。

2　乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条　乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金¥10,000+税円を甲に支払うとともに~~一ヶ~~月分の駐車料金を前納しなければならない。

2　車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条　本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輌を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車輌その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条　この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

[特約事項]
本契約において駐車場料金については消費税を付加するものとする。
尚、将来消費税の税率が変更となる場合は変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壱通を保有する。

2023 年 2 月 12 日

甲（貸主）　住所 [redacted]
氏名 [redacted]
自宅TEL [redacted]

乙（借主）　住所 [redacted]
フリガナ　ナカガワ　タカシ
氏名　中川　崇
自宅TEL [redacted]

勤務先名　　勤務先TEL

仲介者　奈良県知事（2）第4287号
賃貸空間 CHINTAI KUKAN SPACE
株式会社
〒631-0806　取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4　TEL0742-70-6868

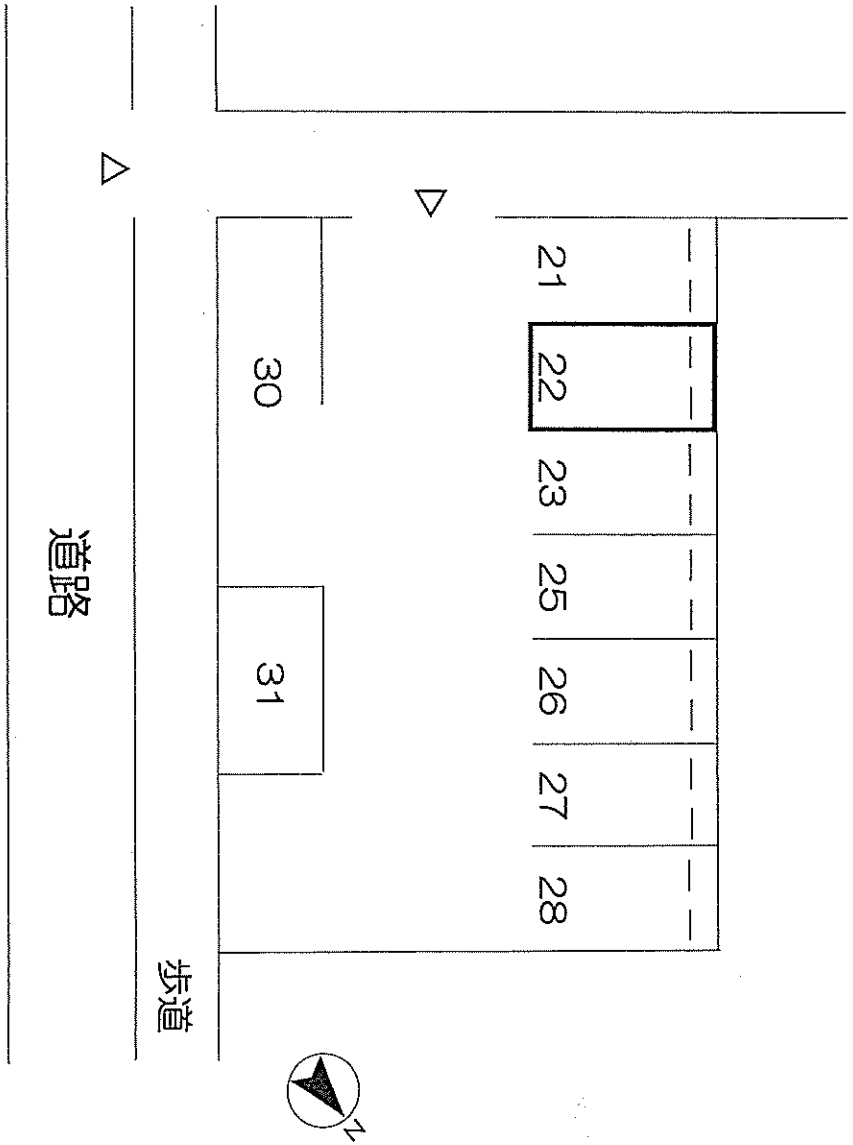

（管理・一般・専任）

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO.

SPACE
賃貸空間
CHINTAI KUKAN
高の原店　TEL　0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐 車 場 契 約 解 除 通 知 書

賃貸人
管理人＿＿＿＿＿＿＿＿様

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　駐車区画＿＿＿＿番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日に車両を他へ搬出することを本書において通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

賃借人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携　帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿＿支店　（普通・当座）NO.＿＿＿＿＿＿

〈ﾌﾘｶﾞﾅ〉
名 義 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

駐車場契約書

2023年 1 月 15 日

名称　　ガーデンシティ第二駐車場

駐車場No.27

フリガナ　　ﾅｶｶﾞﾜ ﾀｶｼ

中川　崇　様

賃貸空間
CHINTAI KÛKAN

株式会社 SPACE エー・スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名　称	ガーデンシティ第二駐車場		区画番号	27	
所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6				
車両名			車　種		
車輌登録番号			車両所有者		
契約期間	２０２３年２月１日　より　２０２４年１月３１日　までの１年間とする				
賃料等	駐車場料金	7,700円	保証金	――	
	消費税額				
	合計月額	7,700円			
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
支払方法	振込				
振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	奈良県農業協同組合	[redacted]			

第１条　甲は乙に対し、表記表示の車輌を表記表示の場所に駐車することを認める。

第２条　契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに１年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第３条　賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

２　１ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

３　甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第４条　乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

２　保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第５条　乙は本駐車場に表記に表示する駐車車輌以外の車輌を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第６条　本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第７条　乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第８条　本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第９条　乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第10条　乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

(1)　引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。

(2)　火気の取扱等をしないこと。

(3)　自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。

(4)　自動車の運転に当っては安全運転をすること。

(5)　甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

(6)　駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

(7)　駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。

(8)　他の車の駐車位置を侵さないこと。

(9)　その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
(10)　駐車場内での車両の洗車は厳禁とする。
(11)　エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条　乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
(1)　乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき。
(2)　近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
(3)　他の自動車を駐車させたとき。
(4)　その他本契約の条項の一に違反したとき。
2　前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。

第12条　本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。
2　乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条　乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金¥10,000+税円を甲に支払うとともに~~1ヶ~~月分の駐車料金を前納しなければならない。
2　車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条　本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輌を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車輌その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条　この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

[特約事項]
本契約において駐車場料金については消費税を付加するものとする。
尚、将来消費税の税率が変更となる場合は変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壱通を保有する。

2023 年 1 月 15 日

甲（貸主）　住所 [redacted]
氏名 [redacted]
自宅TEL

乙（借主）　住所 [redacted]
フリガナ　ナカガワ　タカシ
氏名　中川　崇
自宅TEL [redacted]

勤務先名　　勤務先TEL

仲介者　奈良県知事（2）第4287号
賃貸空間 CHINTAI KÚKAN
株式会社 SPACE
〒631-0806　取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4　TEL0742-70-6868

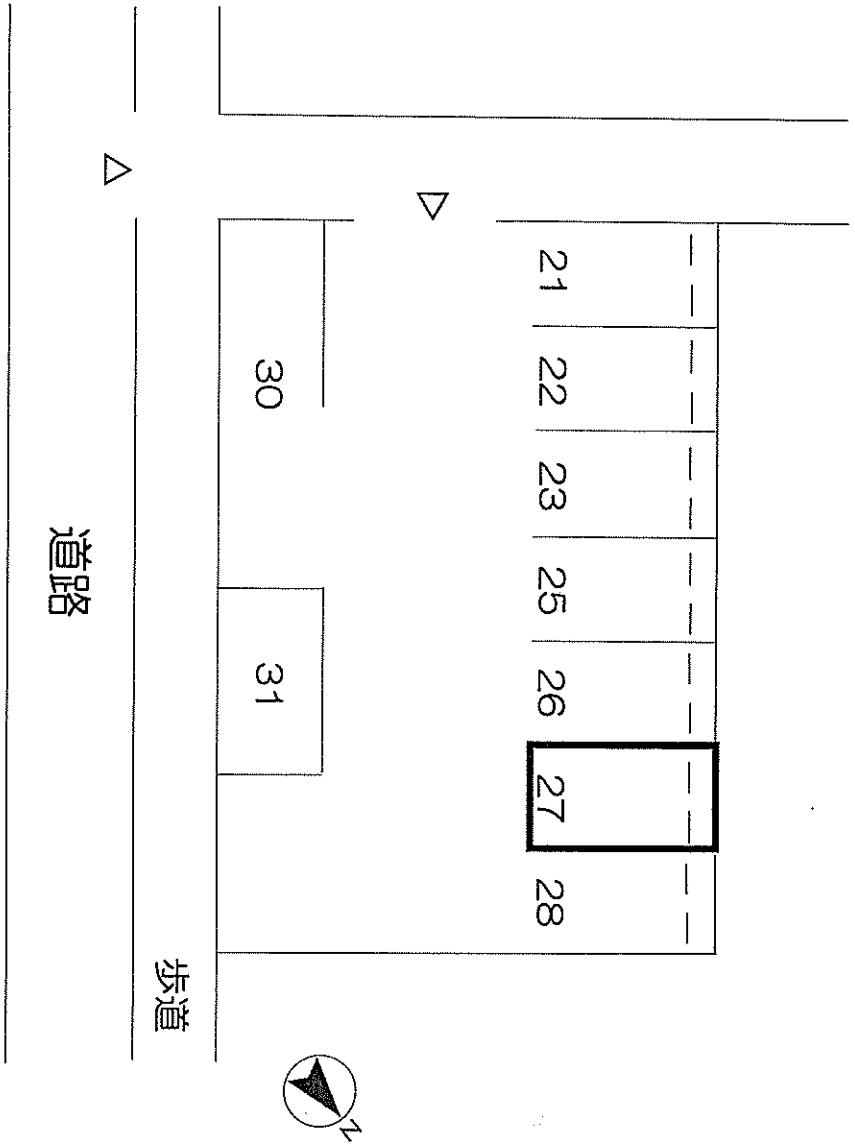

（管理・一般・専任）

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO.

SPACE
賃貸空間
CHINTAI KUKAN

高の原店　TEL　0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐 車 場 契 約 解 除 通 知 書

賃貸人
管理人＿＿＿＿＿＿＿＿様

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　駐車区画＿＿＿＿番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日に車両を他へ搬出することを本書において通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

賃借人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携　帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿＿支店　（普通・当座）NO.＿＿＿＿＿＿

〈ﾌﾘｶﾞﾅ〉
名 義 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

駐車場契約書

2023 年 3 月 24 日

名称 ガーデンシティ駐車場

駐車場NO. 28

フリガナ ﾅｶｶﾞﾜ ﾀｶｼ

中川 崇 様

賃貸空間
CHINTAI KÔKAN

株式会社 SPACE エー・スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名　　称	ガーデンシティ駐車場		区画番号	28	
所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6				
車両名	来客用		車　種		
車輌登録番号			車両所有者		
契約期間	２０２３年４月１日　より　２０２４年３月３１日　までの１年間とする				
賃料等	駐車場料金	7,700円	保　証　金	――	
	合計月額	7,700円			
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
支払方法	振込				
振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	奈良県農業協同組合	[redacted]			

第１条　甲は乙に対し、表記表示の車輌を表記表示の場所に駐車することを認める。

第２条　契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに１年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第３条　賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

２　１ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

３　甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第４条　乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

２　保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後40日以内に保証金の金額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第５条　乙は本駐車場に表記に表示する駐車車輌以外の車輌を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第６条　本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第７条　乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第８条　本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第９条　乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第10条　乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

(1)　引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。

(2)　火気の取扱等をしないこと。

(3)　自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。

(4)　自動車の運転に当っては安全運転をすること。

(5)　甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

(6)　駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

(7)　駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。

(8)　他の車の駐車位置を侵さないこと。

(9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
(10) 駐車場内での車両の洗車は厳禁とする。
(11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
(1) 乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき。
(2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
(3) 他の自動車を駐車させたとき。
(4) その他本契約の条項の一に違反したとき。

2 前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。

第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。

2 乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条 乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金¥10000+税円を甲に支払うとともに一ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輌を他へ撤出する。乙が本契約終了後なおもその車輌その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

〔特約事項〕

1.本駐車場契約は建物賃貸借契約が解除となるとき本駐車場契約も解除となる。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壱通を保有する。

2023 年 3 月 24 日

甲（貸主） 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

自宅TEL [redacted]

乙（借主） 住所 [redacted]

フリガナ 氏名 ナカガワ タカシ 中川 隆

自宅TEL [redacted]

勤務先名 中いたがし事務所 勤務先TEL 0742-93-4900

仲介者 奈良県知事（2）第4287号

賃貸空間 CHINTAI KŪKAN SPACE

株式会社 高の原

〒631-0806 奈良市朱雀3丁目5-4

取扱店：高の原店 TEL0742-70-6868

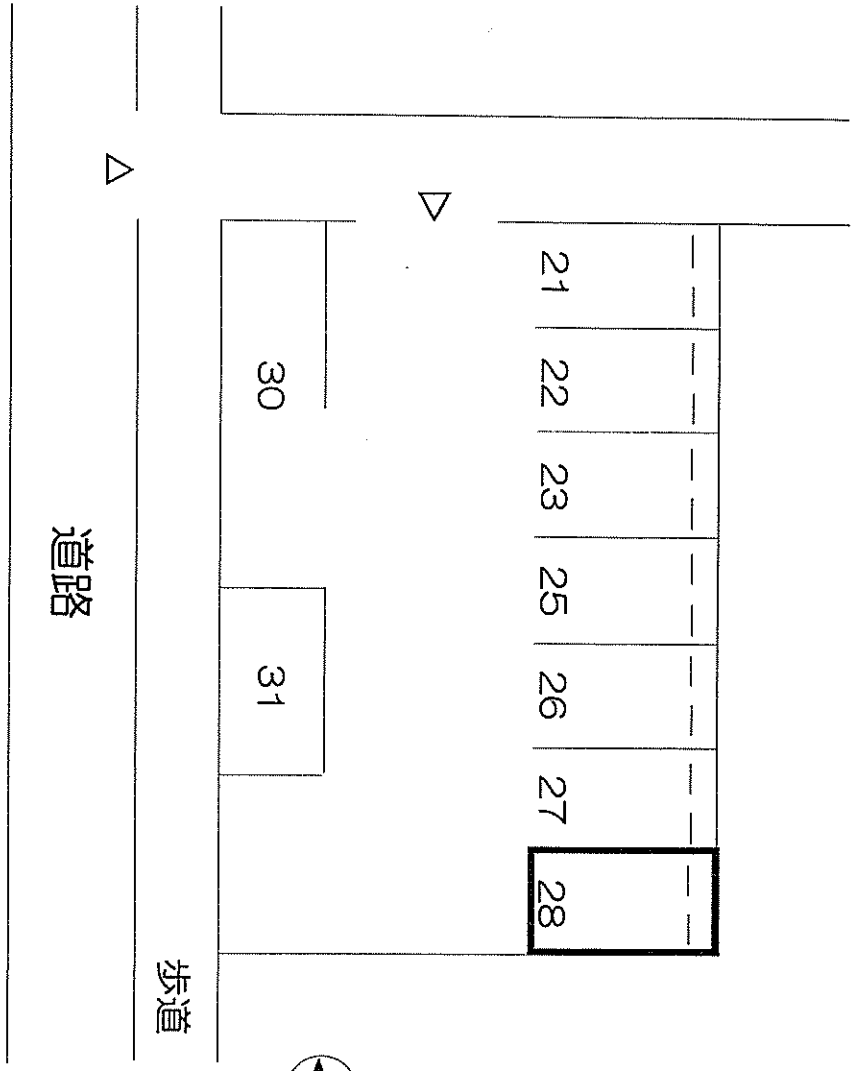

（管理・一般・専任）

駐車場契約解除通知及び連絡先　　物件 NO.

SPACE
賃貸空間
CHINTAI KUKAN

高の原店　TEL　0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐 車 場 契 約 解 除 通 知 書

賃貸人
管理人＿＿＿＿＿＿＿＿様

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　駐車区画＿＿＿番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に車両を他へ搬出することを本書において通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

賃借人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携　帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿＿支店（普通・当座）NO.＿＿＿＿＿＿

〈ﾌﾘｶﾞﾅ〉
名 義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

駐車場契約書

2023 年 1 月 15 日

名称　ガーデンシティ第二駐車場

駐車場No.31

フリガナ　ﾅｶｶﾞﾜ ﾀｶｼ

中川　崇　様

賃貸空間
CHINTAI KÛKAN

株式会社 SPACE
エー・スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名　称	ガーデンシティ第二駐車場		区画番号	31	
所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6				
車両名			車　種		
車輌登録番号			車両所有者		
契約期間	２０２３年２月１日　より　２０２４年１月３１日　までの１年間とする				
賃料等	駐車場料金	7,700円	保証金	――	
	消費税額				
	合計月額	7,700円			
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
支払方法	振込				
振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	奈良県農業協同組合	[redacted]			

第１条　甲は乙に対し、表記表示の車輌を表記表示の場所に駐車することを認める。

第２条　契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに１年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第３条　賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

２　１ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

３　甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第４条　乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

２　保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第５条　乙は本駐車場に表記に表示する駐車車輌以外の車輌を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第６条　本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、紛失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第７条　乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第８条　本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第９条　乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第10条　乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

(1)　引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。

(2)　火気の取扱等をしないこと。

(3)　自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。

(4)　自動車の運転に当っては安全運転をすること。

(5)　甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

(6)　駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

(7)　駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。

(8)　他の車の駐車位置を侵さないこと。

(9)　その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
(10)　駐車場内での車両の洗車は厳禁とする。
(11)　エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条　乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
(1)　乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき。
(2)　近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
(3)　他の自動車を駐車させたとき。
(4)　その他本契約の条項の一に違反したとき。

2　前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。

第12条　本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。

2　乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条　乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金¥10,000＋税円を甲に支払うとともに、1ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2　車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条　本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輌を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車輌その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条　この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

［特約事項］
本契約において駐車場料金については消費税を付加するものとする。
尚、将来消費税の税率が変更となる場合は変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壱通を保有する。

2023 年 1 月 15 日

甲（貸主）　住所 [redacted]
氏名 [redacted]
自宅TEL [redacted]

乙（借主）　住所 [redacted]
フリガナ　ちゅがワ　カれ
氏名　中川　蒙
自宅TEL [redacted]

勤務先名　　勤務先TEL

仲介者　奈良県知事（2）第4287号
賃貸空間 CHINTAI KÚKAN
株式会社 SPACE
〒631-0806　取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4　TEL0742-70-6868

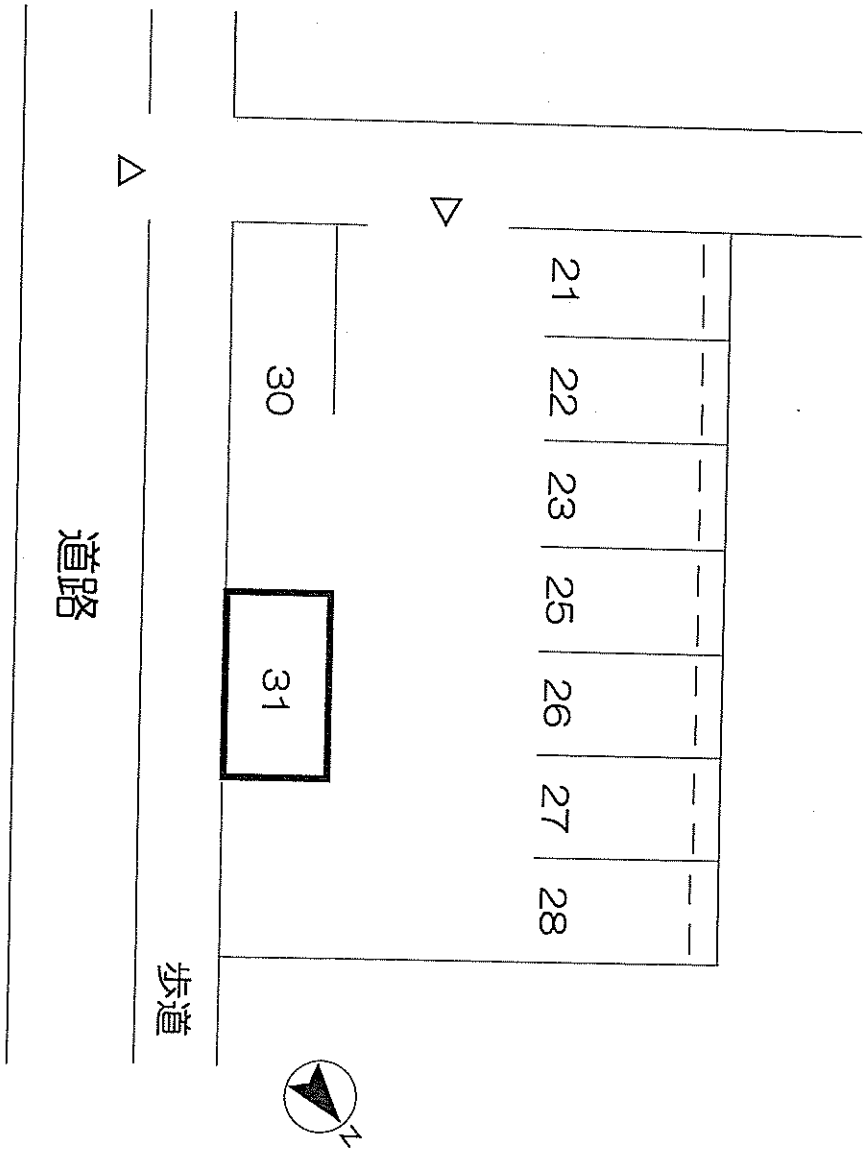

（管理・一般・専任）

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO.

SPACE
賃貸空間
CHINTAI KUKAN
高の原店　TEL　0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐 車 場 契 約 解 除 通 知 書

賃貸人
管理人＿＿＿＿＿＿＿＿様

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　駐車区画＿＿＿＿番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日に車両を他へ搬出することを本書において通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

賃借人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携　帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

＿＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿＿支店　（普通・当座）NO.＿＿＿＿＿＿＿

〈ﾌﾘｶﾞﾅ〉
名 義 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（貸　主）

（借　主）

駐　車　場　契　約　書

2023　年　2　月　1　日

名称　　朱雀第3駐車場

駐車場No.　　33

ホームメイト

FC高の原駅前店　ALPHA ESTATE

自動車駐車場使用契約書

貸主を甲とし、借主を乙として下記の駐車場（以下本駐車場という）の使用について以下の通り契約を締結する。

駐車場	所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20－5		
	駐車場名	朱雀第3駐車場	駐車NO.	33

契約車輌Ⓐ	車輌名	[redacted]	車輌登録番号	[redacted]
	年式及び型式	[redacted]	車輌所有者名	中川 崇

使用条件	契約期間	Ⓑ 2023年2月1日 から	2024年1月31日 まで 1 年間		
	保証金	Ⓒ ¥7,000 円也	解約引金	Ⓓ 円引	
	駐車料金	Ⓔ 月額 ¥7,700 円也 （1台）			
	駐車料金支払方法 Ⓕ	銀行振込 ・ 自動引落し （引落口座 南都 銀行）			
		南都 口座番号 [redacted]	名義人 [redacted]	アルファ エステート [redacted]	

第1条　甲は乙の所有若しくは使用する表記Ⓐの自動車の駐車使用を承諾する。

第2条　本契約の期間は表記Ⓑに記載する期間とし、甲・乙双方に異議がなければ本契約は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条　本契約による駐車料金は表記Ⓔの通りとし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する表記Ⓕの方法で支払うものとする。（振込料、自動引落し手数料等は乙の負担）
また、本契約が月の中途で終了した時は日割計算をせず、終了月分全額を支払う。

第4条　乙は本契約締結時に保証金として表記Ⓒの通り甲に交付する。
保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後１カ月以後に甲は解約引金表記Ⓓを差引いた残額を乙に返還する。
但し、乙が本契約に基づく債務不履行の時は、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第5条　乙は「自動車保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合は、その発行手数料として金￥10，000円(別途消費税)もしくは１カ月分駐車料金のどちらか高い額を甲に支払うとともに3ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

第6条　甲または乙が契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、１カ月以前にそれぞれ相手方に対し予告しなければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え１カ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。

第7条　乙は本駐車場を契約車輌の駐車以外の目的に使用することはできない。
甲が本駐車場内における乙の車輌の駐車場所の変更を指示した時は、乙はこれに従う。

第8条　乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもってするも他人に使用させることはできない。

第9条　甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは、何等の催告その他の手続きを為すことなく即時本契約を解除することができる。

第10条　乙は本契約車輌以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輌を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条　甲は契約車輌及び積載されている物品の天災、地変、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切 の損害についてその責を負わない。

第12条　乙または乙の関係者(使用人、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輌等に損害を与えた時は,乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条　乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条　本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輌を他へ搬出する。
乙が本契約終了後なおその車輌その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条　将来、公租公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条　本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約条項)

1. 借主は、本駐車場にトラック、バン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。
2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。
3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。
4. 毎月の自動引落し手数料￥300円は借主が負担する。

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年 1月 9日

甲
(貸 主)
住所 [redacted]
氏名 [redacted]
TEL

乙
(借 主)
住所 [redacted]
氏名 中川 崇 [redacted]
TEL [redacted]

立会人
ホームメイト
奈良県奈良市朱雀3丁目10番6号
TEL 0742-72-2201
FC高の原駅前店
ALPHA ESTATE

駐車場使用規則

1. 駐車場内での車輌の管理等は、借主でおこなう。また、駐車場内での車輌の事故、破損等については、貸主は一切の責任を負わない。
1. 駐車場区画内、通路での不法駐車は、貸主は、一切責任を負わないので借主で対処する。
1. 車種について、外車・トラックの駐車は、厳禁とする。
1. 駐車に当たっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の行動に、支障ないように心掛ける。
1. 駐車場内での走行は、最徐行とし安全運転を旨とする。
   また車の通路に当たる部分に駐車し、他の車の通行を妨げてはならない。
1. 必要以上にエンジンを高速回転させ、騒音を発散させない。特に深夜の車の出入に当たっては、他人の迷惑にならないよう心掛ける。
1. 車を離れる場合には、必ず鍵をかけ、貴重品を車内に放置しない。
   盗難については貸主は責任を負わない。
1. ガソリン・ワックス・古タイヤ・自転車・単車等のものを駐車場内に放置してはならない。
1. 火気の取扱いについて充分注意して、次の事項を守る。
   1. 常に火災の予防に注意して発火性のある物質および爆発性のある物質、その他危険物を一切持ち込まない。
   2. たばこの吸いがら、その他危険のおそれのあるゴミ等を捨てない。
1. 駐車場内での車輌の洗車は厳禁とする。

上記説明を受け各条項を遵守致します。

2022年 1月 9日

氏名 中川 崇 [redacted]

解除通知及連絡先　　物件No. 9189

ホームメイト

FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE　0742−72−2201

駐車場契約解除届

貸主

管理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿駐車区画＿＿＿＿＿番

借主＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は上記駐車場の駐車契約を解除し、

＿＿＿年＿＿月＿＿日に車輌を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを

確約いたします。

年　月　日

借　主　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話＿＿＿＿＿（＿＿＿）＿＿＿＿＿

<保証金返還先>

＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店　（普・当）No. ＿＿＿＿＿

フリガナ

名　義　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証金返還金より銀行振込手数料が差し引かれます。ご了承ください。

（貸　主）

（借　主）

駐　車　場　契　約　書

2023　年　4　月　1　日

名称　　朱雀第3駐車場

駐車場No.　　3

ホームメイト

FC高の原駅前店　ALPHA ESTATE

自動車駐車場使用契約書

貸主を甲とし、借主を乙として下記の駐車場（以下本駐車場という）の使用について以下の通り契約を締結する。

駐車場	所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20－5		
	駐車場名	朱雀第3駐車場	駐車NO.	03

契約車輌 Ⓐ	車輌名		車輌登録番号	
	年式及び型式		車輌所有者名	

使用条件	契約期間	Ⓑ 2023年4月1日 から 2024年3月31日 まで 1 年間		
	保証金	Ⓒ ¥7,000 円也	解約引金	Ⓓ 円引
	駐車料金	Ⓔ 月額 ¥7,700 円也 （1台）		
	駐車料金支払方法 Ⓕ	銀行振込 ・ 自動引落 （引落口座 南都銀行）		
		南都 口座番号 [redacted]	名義人 [redacted]	アルファ エステート [redacted]

第1条　甲は乙の所有若しくは使用する表記Ⓐ の自動車の駐車使用を承諾する。

第2条　本契約の期間は表記Ⓑ に記載する期間とし、甲・乙双方に異議がなければ本契約は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条　本契約による駐車料金は表記Ⓔの通りとし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する表記Ⓕ の方法で支払うものとする。（振込料、自動引落し手数料等は乙の負担）
また、本契約が月の中途で終了した時は日割計算をせず、終了月分全額を支払う。

第4条　乙は本契約締結時に保証金として表記Ⓒ の通り甲に交付する。
保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後１カ月以後に甲は解約引金表記Ⓓ を差引いた残額を乙に返還する。
但し、乙が本契約に基づく債務不履行の時は、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第5条　乙は「自動車保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合は、その発行手数料として金￥10，000円(別途消費税)もしくは１カ月分駐車料金のどちらか高い額を甲に支払うとともに3ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

第6条　甲または乙が契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、１カ月以前にそれぞれ相手方に対し予告しなければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え１カ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。

第7条　乙は本駐車場を契約車輌の駐車以外の目的に使用することはできない。
甲が本駐車場内における乙の車輌の駐車場所の変更を指示した時は、乙はこれに従う。

第8条　乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもってするも他人に使用させることはできない。

第9条　甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは、何等の催告その他の手続きを為すことなく即時本契約を解除することができる。

第10条　乙は本契約車輌以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輌を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条　甲は契約車輌及び積載されている物品の天災、地変、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切 の損害についてその責を負わない。

第12条　乙または乙の関係者(使用人、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輌等に損害を与えた時は,乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条　乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条　本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輌を他へ搬出する。
乙が本契約終了後なおその車輌その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条　将来、公租公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条　本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約条項)

1. 借主は、本駐車場にトラック、バン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。
2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。
3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。
4. 毎月の自動引落し手数料¥300円は借主が負担する。

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年 3月 9日

甲
(貸 主)
住所 [redacted]
氏名 [redacted]
TEL

乙
(借 主)
住所 [redacted]
氏名 中川 崇 [redacted]
TEL [redacted]

立会人
ホームメイト
奈良県奈良市朱雀3丁目10番6号
TEL 0742-72-2201
FC高の原駅前店
ALPHA ESTATE

駐車場使用規則

1. 駐車場内での車輌の管理等は、借主でおこなう。また、駐車場内での車輌の事故、破損等については、貸主は一切の責任を負わない。
1. 駐車場区画内、通路での不法駐車は、貸主は、一切責任を負わないので借主で対処する。
1. 車種について、外車・トラックの駐車は、厳禁とする。
1. 駐車に当たっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の行動に、支障ないように心掛ける。
1. 駐車場内での走行は、最徐行とし安全運転を旨とする。
また車の通路に当たる部分に駐車し、他の車の通行を妨げてはならない。
1. 必要以上にエンジンを高速回転させ、騒音を発散させない。特に深夜の車の出入に当たっては、他人の迷惑にならないよう心掛ける。
1. 車を離れる場合には、必ず鍵をかけ、貴重品を車内に放置しない。
盗難については貸主は責任を負わない。
1. ガソリン・ワックス・古タイヤ・自転車・単車等のものを駐車場内に放置してはならない。
1. 火気の取扱いについて充分注意して、次の事項を守る。
   1. 常に火災の予防に注意して発火性のある物質および爆発性のある物質、その他危険物を一切持ち込まない。
   2. たばこの吸いがら、その他危険のおそれのあるゴミ等を捨てない。
1. 駐車場内での車輌の洗車は厳禁とする。

上記説明を受け各条項を遵守致します。

令和5年 3月 19日

氏名 中川 崇 [redacted]

解除通知及連絡先　　物件No. 9189

ホームメイト

FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE　0742−72−2201

駐車場契約解除届

貸主

管理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿駐車区画＿＿＿＿番

借主＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は上記駐車場の駐車契約を解除し、

＿＿＿年＿＿月＿＿日に車輌を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを

確約いたします。

年　月　日

借　主　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話＿＿＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

<保証金返還先>

＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿支店　（普・当）No. ＿＿＿＿＿

フリガナ

名　義　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証金返還金より銀行振込手数料が差し引かれます。ご了承ください。

（貸　主）

（借　主）

駐　車　場　契　約　書

2025　年　8　月　1　日

名称　　朱雀第3駐車場

駐車場No.　　27

ホームメイト

FC高の原駅前店　ALPHA ESTATE

自動車駐車場使用契約書

貸主を甲とし、借主を乙として下記の駐車場(以下本駐車場という)の使用について以下の通り契約を締結する。

駐車場	所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20－5		
	駐車場名	朱雀第3駐車場	駐車NO.	27

契約車輌Ⓐ	車輌名		車輌登録番号	
	年式及び型式		車輌所有者名	

使用条件	契約期間	Ⓑ 2025年8月1日 から 2026年7月31日 まで 1 年間		
	保証金	Ⓒ ¥7,000 円也	解約引金	Ⓓ 円引
	駐車料金	Ⓔ 月額 ¥7,700 円也 (1台)		
	駐車料金支払方法 Ⓕ	銀行振込 ・ 自動引落し (引落口座 南都 銀行)		
		南都 口座番号 [redacted]	名義人 [redacted]	アルファ エステート [redacted]

第1条 甲は乙の所有若しくは使用する表記Ⓐの自動車の駐車使用を承諾する。

第2条 本契約の期間は表記Ⓑに記載する期間とし、甲・乙双方に異議がなければ本契約は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 本契約による駐車料金は表記Ⓔの通りとし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する表記Ⓕの方法で支払うものとする。(振込料、自動引落し手数料等は乙の負担)
また、本契約が月の中途で終了した時は日割計算をせず、終了月分全額を支払う。

第4条 乙は本契約締結時に保証金として表記Ⓒの通り甲に交付する。
保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後1カ月以後に甲は解約引金表記Ⓓを差引いた残額を乙に返還する。
但し、乙が本契約に基づく債務不履行の時は、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第5条 乙は「自動車保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合は、その発行手数料として金¥10,000円(別途消費税)もしくは1カ月分駐車料金のどちらか高い額を甲に支払うとともに3ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

第6条 甲または乙が契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、1カ月以前にそれぞれ相手方に対し予告しなければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え1カ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。

第7条 乙は本駐車場を契約車輌の駐車以外の目的に使用することはできない。
甲が本駐車場内における乙の車輌の駐車場所の変更を指示した時は、乙はこれに従う。

第8条 乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもってするも他人に使用させることはできない。

第9条 甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは、何等の催告は必要とせず本契約を解除することができる。尚、次のいずれかに該当する場合、違反をした相手方への催告は必要とせず本契約を解除することができる。

1) 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する反社会的勢力であったとき。
2) 貸主又は借主が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力であったとき。
3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものであったとき。
4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしたとき。
①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第10条 乙は本契約車輌以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輌を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条 甲は契約車輌及び積載されている物品の天災、地変、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切 の損害についてその責を負わない。

第12条 乙または乙の関係者(使用人、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輌等に損害を与えた時は,乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輌を他へ搬出する。
乙が本契約終了後なおその車輌その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条 将来、公祖公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条 本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約条項)
1. 借主は、本駐車場にトラック、バン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。
2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。
3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。
4. 毎月の自動引落し手数料¥300円は借主が負担する。
5.

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

2025年7.28日

甲
(貸 主)
住所 [redacted]
氏名 [redacted]
TEL

乙
(借 主)
住所 [redacted]
氏名 中川 京 [redacted]
TEL [redacted]

立会人
ホームメイト
奈良県奈良市朱雀3丁目10番6号
TEL 0742-72-2201
FC高の原駅前店
ALPHA ESTATE
ALPHA ESTATE

駐車場使用規則

1. 駐車場内での車輌の管理等は、借主でおこなう。また、駐車場内での車輌の事故、破損等については、貸主は一切の責任を負わない。
1. 駐車場区画内、通路での不法駐車は、貸主は、一切責任を負わないので借主で対処する。
1. 車種について、外車・トラックの駐車は、厳禁とする。
1. 駐車に当たっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の行動に、支障ないように心掛ける。
1. 駐車場内での走行は、最徐行とし安全運転を旨とする。
また車の通路に当たる部分に駐車し、他の車の通行を妨げてはならない。
1. 必要以上にエンジンを高速回転させ、騒音を発散させない。特に深夜の車の出入に当たっては、他人の迷惑にならないよう心掛ける。
1. 車を離れる場合には、必ず鍵をかけ、貴重品を車内に放置しない。
盗難については貸主は責任を負わない。
1. ガソリン・ワックス・古タイヤ・自転車・単車等のものを駐車場内に放置してはならない。
1. 火気の取扱いについて充分注意して、次の事項を守る。
   1. 常に火災の予防に注意して発火性のある物質および爆発性のある物質、その他危険物を一切持ち込まない。
   2. たばこの吸いがら、その他危険のおそれのあるゴミ等を捨てない。
1. 駐車場内での車輌の洗車は厳禁とする。

上記説明を受け各条項を遵守致します。

2025 年 7 月 28 日

氏名 中川 京 [redacted]

解除通知及連絡先　　物件No. 9189

ホームメイト

FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE　0742−72−2201

駐車場契約解除届

貸主

管理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿駐車区画＿＿＿＿＿＿番

借主＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は上記駐車場の駐車契約を解除し、

＿＿＿年＿＿月＿＿日に車輌を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを

（貸 主）
（借 主）

駐 車 場 契 約 書

2025 年 10 月 1 日

名称　朱雀第3駐車場

駐車場No.　28

ホームメイト
FC高の原駅前店 ALPHA ESTATE

自動車駐車場使用契約書

貸主を甲とし、借主を乙として下記の駐車場(以下本駐車場という)の使用について以下の通り契約を締結する。

駐車場	所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20－5		
	駐車場名	朱雀第3駐車場	駐車NO.	28

契約車輌Ⓐ	車輌名		車輌登録番号	
	年式及び型式		車輌所有者名	

使用条件	契約期間	Ⓑ 2025年10月1日 から 2026年9月30日 まで 1 年間		
	保証金	Ⓒ ¥7,000 円也	解約引金	Ⓓ 円引
	駐車料金	Ⓔ 月額 ¥7,700 円也 (1台)		
	駐車料金支払方法 Ⓕ	銀行振込 ・ (自動引落) (引落口座 南都 銀行)		
		南都 口座番号 [redacted]	名義人 [redacted]	アルファ エステート [redacted]

第1条 甲は乙の所有若しくは使用する表記Ⓐ の自動車の駐車使用を承諾する。

第2条 本契約の期間は表記Ⓑ に記載する期間とし、甲・乙双方に異議がなければ本契約は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 本契約による駐車料金は表記Ⓔの通りとし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する表記Ⓕ の方法で支払うものとする。(振込料、自動引落し手数料等は乙の負担)
また、本契約が月の中途で終了した時は日割計算をせず、終了月分全額を支払う。

第4条 乙は本契約締結時に保証金として表記Ⓒ の通り甲に交付する。
保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後1カ月以後に甲は解約引金表記Ⓓ を差引いた残額を乙に返還する。
但し、乙が本契約に基づく債務不履行の時は、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第5条 乙は「自動車保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合は、その発行手数料として金¥10,000円(別途消費税)もしくは1カ月分駐車料金のどちらか高い額を甲に支払うとともに3ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

第6条 甲または乙が契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、1カ月以前にそれぞれ相手方に対し予告しなければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え1カ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。

第7条 乙は本駐車場を契約車輌の駐車以外の目的に使用することはできない。
甲が本駐車場内における乙の車輌の駐車場所の変更を指示した時は、乙はこれに従う。

第8条 乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもってするも他人に使用させることはできない。

第9条 甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは、何等の催告は必要とせず本契約を解除することができる。尚、次のいずれかに該当する場合、違反をした相手方への催告は必要とせず本契約を解除することができる。

1) 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する反社会的勢力であったとき。
2) 貸主又は借主が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力であったとき。
3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものであったとき。
4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしたとき。
①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第10条 乙は本契約車輌以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輌を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条 甲は契約車輌及び積載されている物品の天災、地変、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切 の損害についてその責を負わない。

第12条 乙または乙の関係者(使用人、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輌等に損害を与えた時は,乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輌を他へ搬出する。
乙が本契約終了後なおその車輌その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条 将来、公祖公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条 本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約条項)

1. 借主は、本駐車場にトラック、バン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。
2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。
3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。
4. 毎月の自動引落し手数料￥300円は借主が負担する。
5.

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

2025年9.20日

甲(貸主)
住所 [redacted]
氏名
TEL

乙(借主)
住所 [redacted]
氏名 中川 崇 [redacted]
TEL [redacted]

立会人
ホームメイト
奈良県奈良市朱雀3丁目10番6号
TEL 0742-70-0001
FC高の原駅前店
ALPHA ESTATE

駐車場使用規則

1. 駐車場内での車輌の管理等は、借主でおこなう。また、駐車場内での車輌の事故、破損等については、貸主は一切の責任を負わない。
1. 駐車場区画内、通路での不法駐車は、貸主は、一切責任を負わないので借主で対処する。
1. 車種について、外車・トラックの駐車は、厳禁とする。
1. 駐車に当たっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の行動に、支障ないように心掛ける。
1. 駐車場内での走行は、最徐行とし安全運転を旨とする。
また車の通路に当たる部分に駐車し、他の車の通行を妨げてはならない。
1. 必要以上にエンジンを高速回転させ、騒音を発散させない。特に深夜の車の出入に当たっては、他人の迷惑にならないよう心掛ける。
1. 車を離れる場合には、必ず鍵をかけ、貴重品を車内に放置しない。
盗難については貸主は責任を負わない。
1. ガソリン・ワックス・古タイヤ・自転車・単車等のものを駐車場内に放置してはならない。
1. 火気の取扱いについて充分注意して、次の事項を守る。
   1. 常に火災の予防に注意して発火性のある物質および爆発性のある物質、その他危険物を一切持ち込まない。
   2. たばこの吸いがら、その他危険のおそれのあるゴミ等を捨てない。
1. 駐車場内での車輌の洗車は厳禁とする。

上記説明を受け各条項を遵守致します。

2025 年 9 月 20 日

氏名 中川 崇 [redacted]

解除通知及連絡先　　物件No. 9189

ホームメイト

FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE　0742−72−2201

駐車場契約解除届

貸主

管理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿駐車区画＿＿＿＿＿番

借主＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は上記駐車場の駐車契約を解除し、

＿＿＿年＿＿月＿＿日に車輌を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを

（貸 主）

（借 主）

駐 車 場 契 約 書

2025 年 10 月 1 日

名称　　朱雀第3駐車場

駐車場No.　　32

ホームメイト

FC高の原駅前店 ALPHA ESTATE

自動車駐車場使用契約書

貸主を甲とし、借主を乙として下記の駐車場(以下本駐車場という)の使用について以下の通り契約を締結する。

駐車場	所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20－5		
	駐車場名	朱雀第3駐車場	駐車NO.	32

契約車輌Ⓐ	車輌名		車輌登録番号	
	年式及び型式		車輌所有者名	

使用条件	契約期間	Ⓑ 2025年10月1日 から 2026年9月30日 まで 1 年間		
	保証金	Ⓒ ¥7,000 円也	解約引金	Ⓓ 円引
	駐車料金	Ⓔ 月額 ¥7,700 円也 (1台)		
	駐車料金支払方法	銀行振込 ・ 自動引落し (引落口座 南都 銀行)		
	Ⓕ	南都 口座番号 [redacted] 名義人 [redacted] アルファ エステート [redacted]		

第1条 甲は乙の所有若しくは使用する表記Ⓐ の自動車の駐車使用を承諾する。

第2条 本契約の期間は表記Ⓑ に記載する期間とし、甲・乙双方に異議がなければ本契約は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 本契約による駐車料金は表記Ⓔの通りとし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する表記Ⓕ の方法で支払うものとする。(振込料、自動引落し手数料等は乙の負担)
また、本契約が月の中途で終了した時は日割計算をせず、終了月分全額を支払う。

第4条 乙は本契約締結時に保証金として表記Ⓒ の通り甲に交付する。
保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後1カ月以後に甲は解約引金表記Ⓓ を差引いた残額を乙に返還する。
但し、乙が本契約に基づく債務不履行の時は、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第5条 乙は「自動車保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合は、その発行手数料として金¥10,000円(別途消費税)もしくは1カ月分駐車料金のどちらか高い額を甲に支払うとともに3ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

第6条 甲または乙が契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、1カ月以前にそれぞれ相手方に対し予告しなければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え1カ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。

第7条 乙は本駐車場を契約車輌の駐車以外の目的に使用することはできない。
甲が本駐車場内における乙の車輌の駐車場所の変更を指示した時は、乙はこれに従う。

第8条 乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもってするも他人に使用させることはできない。

第9条 甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは、何等の催告は必要とせず本契約を解除することができる。尚、次のいずれかに該当する場合、違反をした相手方への催告は必要とせず本契約を解除することができる。

1) 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する反社会的勢力であったとき。
2) 貸主又は借主が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力であったとき。
3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものであったとき。
4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしたとき。
①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第10条 乙は本契約車輌以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輌を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条 甲は契約車輌及び積載されている物品の天災、地変、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切 の損害についてその責を負わない。

第12条 乙または乙の関係者(使用人、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輌等に損害を与えた時は,乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輌を他へ撤出する。
乙が本契約終了後なおその車輌その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条 将来、公租公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条 本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約条項)

1. 借主は、本駐車場にトラック、バン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。
2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。
3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。
4. 毎月の自動引落し手数料￥300円は借主が負担する。
5.

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

2025年 9月20日

甲
(貸 主)
住所 [redacted]
氏名
TEL

乙
(借 主)
住所 [redacted]
氏名 中川 崇
TEL [redacted]

立会人
ホームメイト
奈良県奈良市朱雀3丁目10番6号
TEL 0742-70-0001
FC高の原駅前店
ALPHA ESTATE

駐車場使用規則

1. 駐車場内での車輌の管理等は、借主でおこなう。また、駐車場内での車輌の事故、破損等については、貸主は一切の責任を負わない。
1. 駐車場区画内、通路での不法駐車は、貸主は、一切責任を負わないので借主で対処する。
1. 車種について、外車・トラックの駐車は、厳禁とする。
1. 駐車に当たっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の行動に、支障ないように心掛ける。
1. 駐車場内での走行は、最徐行とし安全運転を旨とする。
また車の通路に当たる部分に駐車し、他の車の通行を妨げてはならない。
1. 必要以上にエンジンを高速回転させ、騒音を発散させない。特に深夜の車の出入に当たっては、他人の迷惑にならないよう心掛ける。
1. 車を離れる場合には、必ず鍵をかけ、貴重品を車内に放置しない。
盗難については貸主は責任を負わない。
1. ガソリン・ワックス・古タイヤ・自転車・単車等のものを駐車場内に放置してはならない。
1. 火気の取扱いについて充分注意して、次の事項を守る。
   1. 常に火災の予防に注意して発火性のある物質および爆発性のある物質、その他危険物を一切持ち込まない。
   2. たばこの吸いがら、その他危険のおそれのあるゴミ等を捨てない。
1. 駐車場内での車輌の洗車は厳禁とする。

上記説明を受け各条項を遵守致します。

2025 年 9 月 20 日

氏名 中川 崇 [redacted]

解除通知及連絡先　　物件No. 9189

ホームメイト

FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE　0742−72−2201

駐車場契約解除届

貸主

管理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

駐車場名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿駐車区画＿＿＿＿＿＿番

借主＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は上記駐車場の駐車契約を解除し、

＿＿＿年＿＿月＿＿日に車輌を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを

駐車場賃貸借契約書

令和5年1月7日

名称 [redacted]駐車場

駐車場区画　NO.12

駐車場賃貸借契約書

貸主 [redacted] (以下「甲」という)と、

借主 中川　崇 様 (以下「乙」という)とは、

下記駐車場(以下「本物件」という)について、以下の条項により賃貸借契約を締結する。

(A) 物件の表示		所在地	奈良市朱雀5丁目19番18		
		名称	[redacted]駐車場	指定場所	12
契約車	①	車名型式			
	②	車種		③ 登録番号	
備考					

(B) 賃貸借の条件	契約期間	令和 5 年 1 月 10 日 から 令和 5 年 4 月 10 日 まで 3ケ月 (91日)		
	賃料	月額 金 5,000	保証金	10,000 円
	更新料	0 円	賃料等の支払方法	■ 振込
	支払期限	①翌月分を毎前月 30 日までに支払う	②振込み手数料は乙の負担とする	
	□ 振込	種類 [redacted]	金融機関名	三井住友 銀行 [redacted]
	賃料等の振込先	口座番号 [redacted]	名義人	フリガナ [redacted]
	□ 持参	住所		
	持参先	氏名		
	□ 口座引落	委託会社名		
	(特約事項)			

(C) 貸主及び管理業者	貸主	氏名	[redacted]
		住所	
	管理業者	商号又は名称	
		所在	TEL:
		賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 ( ) 第 号
	＊貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。		
	所有者	氏名	貸主(甲)に同じ
		住所	同上

(公社)全日本不動産協会

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人(以下「丙」という)が署名(記名)押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和　5　年　1　月　7　日

貸主(甲)　住　所 [redacted]

氏　名 [redacted]

借主(乙)　住　所 [redacted]

氏　名　中川　崇 [redacted]

(公社)全日本不動産協会

契 約 条 項

第1条 （目的）

甲は、乙に対し本物件を駐車場の用として賃貸し、乙は、これを賃借する。

第2条 （契約期間及び更新）

1 契約期間は表記(B)のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

3 乙は、契約期間満了の3ヶ月前までに、甲に対して書面をもって本契約の存続に関し、何らの申し出がない場合には、当該期間の満了の翌日より起算してさらに期間、賃料等同一条件にて本契約を合意更新したものとみなす。 以後この例による。

4 本契約更新の場合、更新料は不要とする。

第3条 （賃料）

1 乙は、表記(B)の記載に従い、甲に賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には契約期間中であっても、協議の上、賃料を改定することができる。

① 土地に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

② 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

③ 近傍同種の土地の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

第4条 （保証金）

1 乙は、本契約から生じる乙の債務の担保として表記(B)の保証金を本契約締結と同時に甲に預け入れるものとする。

2 甲は、本契約が期間満了、解約、解除等により終了し、乙が原状に復して本物件を明け渡した時は、すみやかに表記の保証金を乙に返還する。

3 乙に未払い賃料、原状回復費用等、本契約に基づく債務がある時は、甲は前項の保証金と相殺した後に残額を返還する。

第5条 （反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第6条 （使用の制限）

1 乙は、本物件上に、契約車以外の車及び物を置いたり、いかなる構造物も設置してはならない。

2 乙又はその関係者によって、本物件上の甲の設備や、駐車中の他の自動車に損傷を与えた場合、全て乙の責任と負担において賠償責任を負う。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は、転貸してはならない。

第7条　（契約の解除）

1 甲は、乙において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、履行されない場合は、本契約を解除することができる。

① 賃料を2ヶ月以上支払わなかった場合

② 乙が本契約に違反した場合

2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せず本契約を解除することができる。

① 第5条の確約に反する事実が判明した時

② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した時

第8条　（通知義務）

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には甲にすみやかに通知しなければならない。

① 乙の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合

② 乙が法人の場合、記載事項に変更があった場合

第9条　（契約の失効等）

天災地変その他甲及び乙の責に帰さない事由により、本物件の使用ができなくなった場合、本契約は当然に失効する。

第10条　（損害賠償）

1 乙が賃料・管理費等の支払いを遅滞した時は、年5％の割合による遅延損害金を支払わねばならない。

2 乙は、第三者との間で生じた本物件に関する損害賠償問題等については、その当事者間で問題を解決するものとする。

第11条　（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

第12条　（免責事項）

駐車場内で起きた事故や盗難については、いかなる場合も甲は一切の責任を負わないものとする。

自然災害による場合も同様とする。

第13条　（契約外事項）

甲及び乙は、本契約に定めがない事項あるいは条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令、一般の不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

（公社）全日本不動産協会

第11号様式の15（第5条関係）

政務活動費備品台帳（令和7年度）

議員名：　中川 崇

番号	名称	規格・機種	数量	取得			処分の状況			保管場所	備考（購入先）
				単価（単位：円）	取得金額（単位：円）	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	ノートパソコン	レッツノート	1	335,500	335,500	令和7年5月5日				事務所	ヨドバシカメラ マルチメディア京都
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計			1	335,500	335500						

注　1 1件の取得価格が3万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。
3 購入単価（税込）は上限10万円とする。（ただし、パソコンを除く。）
4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。